

「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（案）」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方

[募集期間：令和4年11月10日（木）～12月9日（金）]

意見提出者：計 63 件（法人 6 件、個人 57 件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ	KDDI 株式会社	ソフトバンク株式会社
トヨタ自動車株式会社	UQ コミュニケーションズ株式会社	楽天モバイル株式会社
個人（57 件）		

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
第 1 章 周波数の再割当制度				
1	(株) NTT ドコモ	国民共有の財産である周波数の有効利用の促進にあたって、携帯電話が使いづらくなってしまうような、安定的な運用を損なうことにつながる再割当てはなされるべきではない。 有効利用の手段として、周波数の再割当てが妥当となったとしても、携帯電話ネットワークの社会インフラとしての重要性を鑑みて、ICT デバイス機器等へ及ぼす影響も含めたユーザの利便性の低下はあってはならない。 当該影響による機器交換の負担等も含めたユーザ保護について、公正な費用負担及び適切な移行期間についての在り方が示されるべきである。	再割当制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。 再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないよう適切な移行期間等を設定すること」及び「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 また、本報告書案は、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無

2	KDDI (株)	開設指針案の検討にあたりましては、申出人が優位な基準とならぬよう「透明かつ公平・公正な指標」であることが重要と考えます。 比較審査基準は電波監理審議会の有効利用評価項目に準ずることを基本とし、プラチナバンド再割当ての開設指針・審査においては、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告（令和3年8月）において、「プラチナバンドの割当てを受けた事業者は広いエリアカバーが求められる」と集約されていることから、特に既存免許人のエリアカバーや基地局数の実績以上の計画を有することを条件とするとともに、その計画の履行および周波数有効利用の実現のための安定的な事業運営と財務基盤を有することの十分な評価が必要と考えます。 なお、開設指針・比較審査基準・審査等の透明性確保の観点から、事前の意見募集実施に加え、意見募集内容について事前に関係者へ照会が行われることを要望致します。	いただいたご意見については、総務省において、開設指針を制定する際の検討の参考とされるものと考えます。	無
3	ソフトバンク (株)	周波数の再割当て制度は『携帯電話用周波数全体の有効利用に資する』ことが原則であり、かつ有効利用がなされている帯域も対象になり得ることから、開設指針制定が必要と判断がなされた場合、制定される開設指針は公正・公平性を十分担保することが前提と考えます。 また、開設指針の制定においては、混信防止の観点から、新規認定開設者の個別局免許申請の際に移行に関する既存免許人との合意についての条件を付すことも必要と考えます。 再割当て制度における開設指針における評価項目は、周波数の有効利用を評価する項目を重視した基準や配点であることが必要であり、例えば、評価項目に以下のような観点が求められると考えます。 1. 容量ひっ迫度など各社の周波数ひっ迫度を考慮した指標による評価 2. カバー率比較について、5%単位ではなく例えば小数点第一位（例：0.1%単位）でのより詳細な単位での比較 3. 基盤整備に資する帯域における財務的基礎評価の強化（例：単年度黒字実績等による事業継続能力の確認）等	いただいたご意見については、総務省において、開設指針を制定する際の検討の参考とされるものと考えます。	無
4	UQ コミュニケーションズ (株)	開設指針案の検討にあたりましては、申出人が優位な基準とならぬよう「透明かつ公平・公正な指標」であることが重要と考えます。 なお、開設指針・比較審査基準・審査等の透明性確保の観点から、事前の意見募集実施に加え、意見募集内容について事前に関係者へ照会が行われることを要望致します。	いただいたご意見については、総務省において、開設指針を制定する際の検討の参考とされるものと考えます。	無
5	楽天モバイル (株)	（総論）2022年10月の改正電波法の施行により、携帯電話等の周波数の再割当て制度が導入され、割当て済みの周波数を利用する既存免許人に比して、申出人が周波数をより有効利用できる場合において、当該周波数の再割当てが可能となりました。 本制度において、より周波数を有効利用する新規認定開設者に対し、当該帯域を早期かつ円滑に利用開始させることは、電波法の目的である「電波の公平且	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無

		つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進」に繋がるものと考えます。 従って、再割当てに係る移行期間や移行費用負担等について、早期かつ円滑な周波数移行を可能とするための考え方を示した本報告書（案）に賛同いたします。		
第2章 再割当てにおける基本的な考え方				
全般に対する意見				
6	KDDI（株）	経済再生と社会課題解決を両立する「デジタル田園都市国家構想」と国際競争力向上のための「Beyond5G 推進戦略」の実現のためには、電波法第1条の目的に基づき、日本国民が周波数によって恩恵を享受する「5G/Beyond5G等の社会浸透と経済発展」が最優先と考えます。 周波数再割当てを行う場合、国民の電波利用の利便性を損ねぬよう、移行によって生じる利用者への影響を十分考慮するとともに、その移行措置が5G/Byond5G 展開とそれが国民にもたらす経済効果を減衰させる結果とならないことが重要であることに加え、国民共有財産である電波がこれまで以上に有効利用されることの担保が必要です。 有効利用されているプラチナバンドの再割当てについては、利用者への影響を回避するためのレピータ交換や基地局の受信フィルタ挿入等が必要となり、膨大な設備投資と工事労力は、5Gの全国展開にも影響する大きな「社会的損失」となると考えます。 プラチナバンドの再割当てにより、『既存免許人の移行による負担増』『新規認定開設者の財務圧迫』『国民のためのデジタル田園都市国家構想の減衰』に陥らぬよう、競争条件の維持の手法を検討することが重要と考えます。	いただいたご意見については、総務省における再割当て制度の運用及び今後の施策の検討の際に参考とされるものと考えます。	無
7	ソフトバンク（株）	携帯電話サービスは、既に国民のライフラインを超え、社会全体のデジタル基盤として浸透しており、金融、小売り決済、物流・交通、デジタル認証、加えて行政関連などのあらゆるサービスをつなぐ基幹インフラとして社会・経済活動の根幹をなすものとなっています。また、それらの役割を担う携帯電話サービスには、常に最先端の技術やサービスの提供、加えて災害・障害発生時においても強靱な耐性あるいは迅速な復旧といった特段の安定性が求められています。 上記を踏まえて、周波数の再割当てに係る新制度の導入は、基幹インフラたる携帯電話サービスの更なる安定化と共に、それを礎とした日本の国力向上と経済発展が促進されることを前提とすべきと考えます。 本タスクフォースで検討されているプラチナバンドについては、総務省殿の令和3年度利用状況調査において既存免許人3社とも評価SまたはAとされており、現に有効利用がなされていると評価を受けた帯域ですが、再割当て制度は、それらの帯域も再割当て対象となり得ることから、当該帯域が再割当てされた場合には既存免許人の利用者に対し甚大な影響を与えかねないため、慎重な運	再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 いただいたご意見の趣旨を明確化するため、当該箇所以下に注釈を追記します。 【修正内容】(P14) 「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがた	有

		用が不可欠と考えます。 プラチナバンドの移行を行うにあたっては、上記のとおり有効利用がなされている帯域での再割当てとなることから、既存免許人の利用者への影響が最小限となるような移行方法の検討が必要となります。具体的には 700MHz 帯のように新規認定開設者の試験電波発射による放送サービスへの影響範囲の特定および事前対策等を実施した事例もあることから、同様に事前に影響確認するなどの対応が必要と考えます。このような同一帯域内の移行方法の検討にあたっては、既存免許人の利用者保護の観点で新旧双方の事業者による連携が不可欠となるため、新規認定開設者による個別局の免許申請の際には、混信防止の観点から、既存免許人との何らかの合意を必須とすべきと考えます。 なお、電波法第 56 条（混信等の防止）を踏まえれば、新規認定開設者の電波発射により既存免許人のサービスに顕著な影響が確認された場合については、その影響に対する対応は新規認定開設者が行う原則となっていることから、本制度の実施にあたってはこの原則が適用されるものと理解しています。	い品質劣化が強いられることのないようにすること」に以下の注釈を追加。 「新規認定開設者の無線局は、既存免許人の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない（電波法第 56 条）。仮に、新規認定開設者の無線局によって、既存免許人の無線局の運用を阻害するような影響を与えている可能性がある場合、新規認定開設者は、既存免許人の無線局への影響を回避するための方策等について既存免許人と協議を行うことが必要である。」	
8	UQ コミュニケーションズ（株）	経済再生と社会課題解決を両立する「デジタル田園都市国家構想」と国際競争力向上のための「Beyond5G 推進戦略」の実現のためには、電波法第 1 条の目的に基づき、日本国民が周波数によって恩恵を享受する「5G/Beyond5G 等の社会浸透と経済発展」が最優先と考えます。 周波数再割当てを行う場合、国民の電波利用の利便性を損ねぬよう、移行によって生じる利用者への影響を十分考慮するとともに、その移行措置が 5G/Byond5G 展開とそれが国民にもたらす経済効果を減衰させる結果とならないことが重要であることに加え、国民共有財産である電波がこれまで以上に有効利用されることの担保が必要です。 再割当てにより、『既存免許人の移行による負担増』『新規認定開設者の財務圧迫』『国民のためのデジタル田園都市国家構想の減衰』に陥らぬよう、競争条件の維持の手法を検討することが重要と考えます。	いただいたご意見については、総務省における再割当て制度の運用及び今後の施策の検討の際に参考とされるものと考えます。	無
9	トヨタ自動車（株）	過去に免許人の合併等に伴うセルラー帯域の事業者間の移行もございましたが、サービス終了を待っての移行(例：1.5GHz 帯の 2G サービス、1.7GHz 帯の 3G サービス)が主であり、いずれもユーザ影響のないように配慮されてきました。今後も一貫性ある施策を望むものであります。	再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないよう適切な移行期間等を設定すること」及び「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。	無

2-1 開設指針制定の要否の検討にあたっての考え方

全般に対する意見

10	KDDI（株）	開設指針制定の要否の決定にあたり、プラチナバンドは現在十分に有効利用されており、既存周波数の再割当てを実施することは、現在の利用者への品質影響およびそれを回避するための大規模な移行政事とそのコスト負担、それに伴う今後の 5G 展開への影響等、大きな社会的損失につながることから、申出人の契約数やトラフィック量等に加えて「割当ての可能性がある周波数帯域が他にないか確認すること」をまずは検討すべきと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、本報告書案を次のとおり修正します。 【修正内容】(P13) 「なお、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、申出のあった周波数と同一の特性を持つ周波数において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数がある場合は、その活用についても考慮することが必要である。」を追加 【修正内容】(P14) 「●申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無」を追加	有
11	ソフトバンク（株）	本報告書案では、再割当てに係る開設指針制定の要否の決定にあたって、留意すべき3つの考え方（①申出人の有効利用が既存免許人の有効利用評価と同等以上／②対象となる帯域幅は割当て済み帯域幅、契約数、トラフィック量等を勘案した幅／③既存免許人の使用期間、有効利用評価の結果を踏まえる）が示されました(P13)。これらは、再割当て制度の原則である『電波法の目的である「電波の公平且つ能率的な利用の必要があることが必要であり、携帯電話用周波数全体の有効利用に資する観点から、再割当ての対象とする（開設指針を制定する）周波数、周波数幅等を決定すること」(P12)を具体化する上で合理的な要件であると考えます。 加えて、再割当てによる携帯電話サービスへの影響が甚大であることに鑑み、その対象となる周波数の有効利用の状況および利用者影響の程度、移行に必要な期間や費用の観点から、後述のとおり更なる周波数の確保が示されているところ、空き帯域など他帯域の活用の可能性についても、開設指針制定の要否の検討の項目に追加すべきと考えます。 また、上述の観点から再割当ての申出人は、申出を行う前に再割当て以外に帯域確保の方策がないか事前に十分検討する必要があると考えます。 なお、再割当て制度の開設指針制定の要否の判断における基準が示された現時点においても、プラチナバンドを直ちに必要とする理由や 15MHz の帯域幅に係る合理的な必要性等について、要望のあった楽天モバイル殿から十分な論拠が示されていない認識です。	開設指針制定の要否の決定にあたっての留意事項に関するご意見については、賛同意見として承ります。 留意事項の追加に関するご意見を踏まえ、本報告書案を次のとおり修正します。 【修正内容】(P13) 「なお、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、申出のあった周波数と同一の特性を持つ周波数において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数がある場合は、その活用についても考慮することが必要である。」を追加 【修正内容】(P14) 「●申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無」を追加	有

12	UQ コミュニケーションズ（株）	開設指針制定の要否の決定にあたり、既存周波数の再割当てを実施することは、現在の利用者への品質影響およびそれを回避するための大規模な移行工事とそのコスト負担、それに伴う今後の 5G 展開への影響等、大きな社会的損失につながることから、申出人の契約数やトラフィック量等に加えて「割当ての可能性のある周波数帯域が他にないか確認すること」をまずは検討すべきと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、本報告書案を次のとおり修正します。 【修正内容】(P13) 「なお、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、申出のあった周波数と同一の特性を持つ周波数において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数がある場合は、その活用についても考慮することが必要である。」を追加 【修正内容】(P14) 「●申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無」を追加	有
13	楽天モバイル（株）	総論にて意見を述べたとおり、「競願の申出による開設計画の審査によって既存免許人以外の者の開設計画が認定された後は、既存免許人は、携帯電話等の周波数全体の有効利用を図る観点から、新規認定開設者による基地局開設に協力し、早期かつ円滑な周波数移行に努めるべきである」という基本的な考え方に賛同いたします。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
「申出人による有効利用の程度の見込みが既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること。」に対する意見				
14	（株）NTT ドコモ	周波数有効利用の観点について ・開設指針の制定要否の検討において、「申出人が開設を希望する特定基地局による周波数の電波の有効利用の程度の見込み」と「申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果」を考慮した、制定要否の判断が公正になされるべきである。 ・また、開設指針案の検討において、特定の事業者が有利となるようなことが無いよう、公正な審査項目が設定されるべきである。これらの設定において、基地局数や人口カバー率、面積カバー率等の数値だけではなく、ユーザへ提供する通信品質等も考慮されることを希望する。 ・ユーザへ提供する通信品質の考慮について、基地局の受信フィルタによる妨害波耐性向上や、新幹線トンネルや地下街等におけるチューニング等、あらゆる状況において、より良い通信品質を提供できるような取組も考慮されることを希望する。 周波数有効利用の比較について ・開設指針の制定要否の検討において、「申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果」の中で、先ずは該当する事業者間の既存周波数の有効利用評価の結果の実績も含めた周波数有効利用の程度を比較するべきである。当該比較に	開設指針に関するご意見については、総務省において、開設指針制定の要否の判断及び開設指針を制定する際の検討の参考とされるものと考えます。 電波の有効利用の程度の評価の内容については、電波監理審議会が定める有効利用評価方針に基づき同審議会が評価を行うものであり、本意見募集の対象外です。	無

		において、ユーザへ提供する通信品質等も考慮されることを希望する。 ・但し、比較が困難となる場合には、周波数有効利用の比較による再割当てではなく、電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数再編として、国が再割当てを事業者に要請するような進め方を取るべきである。その際、国の要請により必要となる周波数移行等の対応に係る費用は、電波利用料等から充当されるべきである。 仮に、開設指針の制定要否の判断や開設指針案の内容が公正でないと考えられる場合、またその結果としてユーザに不利益が生じてしまう可能性が高いと考えられる場合は、それらの取消・変更等を求めていくことも含めて、意見を申し述べていく。		
15	個人 44-1	2-1 に「既存免許人と再割当てを受けた者の双方に多大な移行の負担がかかる」「移行に係る負担を上回る電波の能率的な利用が確保されることが必要である」とされている。ここでいう能率とは単位量あたりの仕事量を意味していると考えられ、電波政策においては能率を定義したものが「電波の有効利用の程度」であると認識している。したがって、この文章は新規認定開設者の提示する電波の有効利用の程度は既存免許人と比べ「多大」に上回っている必要があると読むことができる。 一方で、開設指針制定の要否の決定の留意点として、電波の有効利用の程度の見込みは既存免許人と「同等以上」すなわち同等でも良いとされている。前提条件を踏まえると、「同等以上」を「大幅に上回る」と変更すべきである。	開設指針の制定の要否の検討は、開設指針を制定し、開設計画の審査を行う手続きに進むかどうかの判断を行うものです。開設指針の制定の要否の検討を行う際は、必ずしも申出人による有効利用の程度の見込みが既存免許人の有効利用評価の結果を上回る必要はなく、上回る可能性があるかどうかを勘案するものとなります。このため、「申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること」としているものです。	無
「再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラフィック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること。」に対する意見				
16	KDDI (株)	原案に賛同致します。開設指針制定の要否の検討にあたり、契約者数・利用目的を踏まえた必要十分な周波数幅の検討、申出人の財務の状況も踏まえた評価が実施されるべきと考えます。 例えば、報告書案 12 ページにある契約者数、通信速度と周波数幅の関係によると、5MHz 幅以下であれば 1,830 万人が収容可能と記載されており、それらの情報や競願申請者がどのような利用目的か（カバレッジ目的、容量補完目的、等）を踏まえ「必要十分な周波数幅」を検討すべきと考えます。また「申出人の財務の状況」においては、併せて提出される認定計画の履行が現実的なものかも評価いただければと考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 なお、「申出人の財務の状況」については、電波法施行規則第 21 条の 2 第 6 項第 2 号において、制定の要否の勘案事項として規定されており、「申出人の財務の状況」も勘案して、開設指針制定の要否の検討を行うこととなります。	無
17	UQ コミュニケーションズ (株)	原案に賛同致します。開設指針制定の要否の検討にあたり、契約者数・利用目的を踏まえた必要十分な周波数幅の検討、申出人の財務の状況も踏まえた評価が実施されるべきと考えます。 報告書案 12 ページに周波数幅と対応する契約者数の試算結果が例示されてお		無

		りますが、それらの情報や競願申請者がどのような利用目的か（カバレッジ目的、容量補完目的、等）を踏まえ「必要十分な周波数幅」を検討すべきと考えます。また「申出人の財務の状況」においては、併せて提出される認定計画の履行が現実的なものかも評価いただければと考えます。		
18	個人 25-1	再割当ての対象とする周波数幅の決定にあたっては、申出人の契約者数やトラヒック量等を勘案することが適当である。として2022年3月時点でのトラヒック量を掲載している。0円での利用者が大量に楽天モバイルを解約しており新規申出人のトラヒック量は今現在の実態にそぐわないのではないかな。	本報告書案 P13 の図表 11 は、タスクフォースにおいて楽天モバイルから提示された資料を参考として掲載したものです。申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等については、競願の申出が行われた際の最新の情報を踏まえて勘案を行うこととなります。	無
19	個人 44-2	2-1 に掲げられた、開設指針制定の要否の決定における留意事項として、「必要十分な周波数幅とすること」、これに関連すると思われる資料として「図表 10：契約者数、通信速度と周波数幅の関係」が挙げられている。 これは、第 12 回タスクフォースにて NTT ドコモから意見が出されたものと推測するが、第 12 回タスクフォースの配布資料の「追加質問への回答（概要）」PDF の末尾に文脈なく突然記載されており、「追加質問への回答（詳細）」や議事要旨には記録がされていないようである。また、続く第 13 回タスクフォースが非公開であるため、残念ながらどのような議論が行われたものか知るすべがない。 今後、公開された場で「必要十分な周波数幅」の決定方法についてさらなる議論・検討が行われることを期待する。	本報告書案 P13 に記載のとおり、再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、「必要十分な周波数幅」とする、との考え方を示しており、競願の申出が行われた後に、これらの事項を勘案して、再割当ての対象となる周波数幅の検討を行うこととなります。 なお、開設指針制定の要否の決定については、電波監理審議会への諮問等の手続きを経て最終的に決定されることとなります。	無
20	個人 54	9 ページ目に「プラチナバンドは、高層建築物の奥などにも届きやすく広いエリアカバーにも適するなどの特性を有しており」と書かれている通りプラチナバンドはより多くの契約者を収容することが重要な役割と思われる。一方で大量のトラヒックに対応するのであれば周波数幅が限られているプラチナバンドより他の周波数帯を有効活用することが適切ではないかと思われます。 以上のことから特にプラチナバンドにおいては契約者数をより重視した上で周波数幅を決定することが適当ではないかと考えております。	本報告書案 P13 に記載のとおり、再割当ての対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とするとしております。	無
21	個人 56	携帯電話通信用の周波数再割り当てに関する指針について、その周波数再割当ての考え方について疑問がある。今回の周波数再割り当てに関する指針では、そのトラヒック量に対応するための周波数幅が必要であるとの指針がなされているが、その一、単にトラヒック量によってのみ比較するのではなく、現在及び将来の計画における契約者数を考慮しなければ、より能率的な電波利用とはいえない。契約者数とは単に基地局網を提供する移動体通信事業者（MNO）のみならず当該 MNO の通信網を利用する仮想移動体通信事業者（MVNO）における契約者数も考慮した上で、適切な周波数幅の検討につなげるべきである。	申出人が提出する「有効利用評価を踏まえた電波の有効利用の程度の見込み」において、将来の計画における契約者数についても勘案することとなるため、ご指摘された「将来の計画における契約者数」についても考慮することとなります。 タスクフォースにおける検討は、電波利用に関する技術的な観点から「移行期	無

		その二、トラフィック量を基準とするのであれば、免許人となる各 MNO が消費者に提供する通信プランの差異を比較する必要がある。なぜならば、ある免許人が提供するプランでは月内累積トラフィック量が閾値を超えた場合に通信速度制限を課し、他方の免許人が提供するプランではそのような制限が用意されていない場合であれば、後者の免許人によって処理される総トラフィック量が前者に比べ多大なものとなることは明らかである。そのため、単なるトラフィック量によって比較する場合であれば、より少ない契約者数であっても通信制限の有無によってトラフィック量が大きく異なるケースが考えられる。そのため各 MNO 間での価格決定方法や前記の契約者数も含めてより能率的な電波利用を実現すべきである。 また、本報告書内においては本件における新規免許人を予定されている楽天モバイルによる周波数幅の割当プランがモデルケースとされているが、このモデルケースそのものについての検討が行われていないことである。周波数再割当てにおいてはトラフィック量を勘案すべきであるとの検討指針が示されているが、新規免許人に割り当てられる周波数幅がすでにより多くのトラフィックを処理している既存免許人に割り当てられる周波数幅よりも多いものとなるのは前記の検討指針とは乖離したケースを採用しているように思われ、検討全体の健全性を疑わしいものにしている。 これでは楽天モバイルが要望する周波数幅を十全に割り当ててを目的として、各指針の策定に至ったのではないかという疑念を抱いてしまう。 以上三点について適切な検討を行った上で今後にどのようなあり方とするかを決定して欲しい。	間」、「移行費用の負担の在り方」等について検討を行ったものであり、ご指摘の「通信プラン」については、既存事業者が経営判断で行うものと考えます。 本報告書案 P10 に記載のとおり、本タスクフォースでは、楽天モバイルから再割当要望のあった周波数をモデルケースとして議論を行ったものです。	
「再割当ての対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること。」に対する意見				
22	KDDI (株)	周波数再割当てによる電波の有効利用実現には、再割当て後の移行期間も重要な要素となることから、再割当ての対象とする周波数の選定は、各帯域の移行期間・使用期限が見極められた段階で行うことが望ましいと考えます。	開設指針については、開設指針制定の要否の決定を行った後、既存免許人に及ぼす影響の調査などを行った上で、開設指針案の検討を行うこととなります。既存免許人に及ぼす影響の調査を行うためには、再割当ての対象となる周波数が特定されていることが必要であることから、開設指針制定の要否の決定を行う際に、再割当ての対象となる周波数の選定を行うことが必要です。	無
23	UQ コミュニケーションズ (株)	周波数再割当てによる電波の有効利用実現には、再割当て後の移行期間も重要な要素となることから、再割当ての対象とする周波数の選定は、各帯域の移行期間・使用期限が見極められた段階で行うことが望ましいと考えます。		無
2-2 周波数移行を行う際の考え方				
24	KDDI (株)	既存免許人の実機測定・評価結果は、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース (第 14 回)」において基地局の受信フィルタは「通信品質を向上させる一定の効果が確認できた」とされていることから、フ	本報告書案 P28 のとおり、基地局の受信フィルタは、電波法に基づく技術基準に規定されておらず、携帯電話事業者が各	有

		フィルタ挿入せずに新規認定開設者の運用開始された場合「許容しがたい品質劣化」が発生する可能性があると考えます。 後発事業者が無線局を開設する場合、先発事業者の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用しなければならず（電波法第五十六条）、過去においてもその対処は後発事業者の負担により行われてきたことから、妨害が確認される場合は後発事業者の責務で対処することが適当と考えます。 更には、既存免許人の利用者への影響を回避するため、新規認定開設者が基地局を開設後に既存免許人の利用者へ与える影響が確認された場合は、新規認定開設者は既存免許人と協議を速やかに実施し、基地局の停波等を含め責任を持って混信影響回避の措置をとる必要があると考えます。	社のポリシーの下に周波数毎に判断を行っているものです。プラチナバンド以外では、基地局の受信フィルタを挿入していない周波数があり、当該周波数においては、現に隣接帯域を使用する他事業者の端末からの影響を受容している状況にあります。 このため、基地局の受信フィルタには、通信品質を向上させる一定の効果があると認められるものの、基地局の受信フィルタの挿入等を行わないことにより、既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えないと考えています。 なお、既存免許人の利用者に許容しがたい影響が生じると考える既存免許人の基地局については、新規認定開設者の特定基地局が開設される前に、受信フィルタの挿入等の作業を完了させることが適当と考えます。 再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 いただいたご意見の趣旨を明確化するため、当該箇所に以下の注釈を追記します。 【修正内容】(P14) 「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」に以下の注釈を追加。 「新規認定開設者の無線局は、既存免許人の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用しな
--	--	--	---

			ければならない（電波法第 56 条）。仮に、新規認定開設者の無線局によって、既存免許人の無線局の運用を阻害するような影響を与えている可能性がある場合、新規認定開設者は、既存免許人の無線局への影響を回避するための方策等について既存免許人と協議を行うことが必要である。」	
25	UQ コミュニケーションズ（株）	後発事業者が無線局を開設する場合、先発事業者の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用しなければならず（電波法第五十六条）、過去においてもその対処は後発事業者の負担により行われてきたことから、妨害が確認される場合は後発事業者の責務で対処することが適当と考えます。 更には、既存免許人の利用者への影響を回避するため、新規認定開設者が基地局を開設後に既存免許人の利用者へ与える影響が確認された場合は、新規認定開設者は既存免許人と協議を速やかに実施し、基地局の停波等を含め責任を持って混信影響回避の措置をとる必要があると考えます。	再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 いただいたご意見の趣旨を明確化するため、当該箇所以下の注釈を追記します。 【修正内容】（P14） 「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」に以下の注釈を追加。 「新規認定開設者の無線局は、既存免許人の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用しなければならない（電波法第 56 条）。仮に、新規認定開設者の無線局によって、既存免許人の無線局の運用を阻害するような影響を与えている可能性がある場合、新規認定開設者は、既存免許人の無線局への影響を回避するための方策等について既存免許人と協議を行うことが必要である。」	有
26	個人 50	既存事業者が移行に伴う費用負担を強いられた場合、その損失を補填するために利用料金等を値上げするといった場合も「既存免許人の利用者に係る不利益」につながると考えられるのではないかと。	タスクフォースにおける検討は、電波利用に関する技術的な観点から利用者の影響について検討を行ったものです。周波	無

			数移行に伴う費用負担をどのように確保するかは、既存事業者が経営判断で行うものと考えます。	
第3章 移行期間の考え方				
3-1 移行期間の基本的な考え方				
(1) 標準的な移行期間				
27	KDDI (株)	通信事業者は、これまでの移動体通信システムの世代寿命が約 20 年以上であったことから、「1 システムを 20 年以上安定的に運用すること」を経営戦略・事業計画の中に織り込み、認定期間の満了後も、エリア拡充・品質向上・容量増強等の継続的設備投資を実施してきました。今後の 5G/Beyond5G/6G の高度化と強靱化に向けた設備投資の後押しのためには、周波数の利用可能期間となる「認定期間+移行期間」を 20 年以上見据えられることが、事業運営上非常に重要な前提と考えており、使用期限の設定にあたってはこの点を配慮いただくことを要望致します。	標準的な移行期間については、本報告書案 P15 に記載のとおり、電波法の無線局免許の有効期間が 5 年であることを踏まえ、再割当ての時点から 5 年間としたものです。 また、標準的な移行期間である 5 年を超える場合については、本報告書案「3-1 移行期間の基本的な考え方 (2)標準的な移行期間を超える場合」に考え方をまとめています。	無
28	ソフトバンク (株)	当社のプレゼンテーション資料 (参考資料 1-4 P52~53) でご説明させていただいたとおり、サービスの安定性及びそれを踏まえた国際的なトレンドから周波数利用期間は 20 年程度の確保が必要と考えています。 本報告書案において『再割当ての時点から 5 年間を標準的な移行期間とする』ことが示されているところ、再割当てに伴う周波数利用の猶予期間が、英国アドバンスノーティス等の事前告知期間の最低 5 年を下回っていないという観点で最低限必要な猶予期間の確保がなされたものと考えます。 また、改正電波法における開設計画の認定期間 (原則 10 年) と併せて、事実上の周波数利用期間が最低 15 年に設定されたことは重要であり、更に標準的な移行期間内 (5 年以内) に移行完了の見込みがない場合など、上記標準期間を超える期間 (5 年~10 年) が設定される場合は周波数利用期間が合計 15 年~20 年となることで国際周波数利用トレンドの最低期間である 20 年に近づいているものと考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
29	UQ コミュニケーションズ (株)	今後の 5G/Beyond5G/6G の高度化と強靱化に向けた設備投資の後押しのためには、周波数の利用可能期間となる「認定期間+移行期間」に十分な期間が見据えられることが、事業運営上非常に重要な前提と考えており、使用期限の設定にあたってはこの点を配慮いただくことを要望致します。	標準的な移行期間については、本報告書案 P15 に記載のとおり、電波法の無線局免許の有効期間が 5 年であることを踏まえ、再割当ての時点から 5 年間としたものです。 また、標準的な移行期間である 5 年を超える場合については、本報告書案「3-1 移行期間の基本的な考え方 (2)標準的な移行期間を超える場合」に考え方をまとめ	無

			ています。	
30	トヨタ自動車（株）	・800MHz帯(Band26)および900MHz帯(Band8)は、高速道路上や、山間地などルーラルエリアでも、音声とマルチメディアの混在データを、安定的に伝送できる貴重な周波数帯として、LTE導入初期から存在します。このため、自動車を始めとする産業向けLTE端末が多数使われており、LTEの停波まで10～15年単位で市場に残ると予想されます。また、今後も多数の出荷が予想されるものです。これらの端末は、設計・製造の都合上、容易に通信事業者を変えることもできません。 ・このため、移行が実施された場合、下記のような影響が想定されます： ①帯域の削減により、LTEリソースブロックの最大割り当て数が約2/3に減り、端末あたりの最大通信速度が約2/3に低下。この結果、映像など広帯域アプリケーションの品質が低下。 ②最大収容端末数が約2/3に低下し、音声呼の最大同時収容数が約2/3に減少。このため、自動車からの緊急通報サービスなど、緊急呼の発着信にも影響が発生。 ・上記を踏まえ、また「既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないよう適切な移行期間等を設定すること」とした基本方針の趣旨に沿い、LTEの停波までを移行期間とすることで、ユーザの通信への影響を最小限とすることを希望いたします。	再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないよう適切な移行期間等を設定すること」及び「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 また、プラチナバンドの再割当てにおいては、既存免許人は、移行作業の一環として、基地局の増強等による容量対策等を行うものと考えています。 移行期間については、競願の申出が行われた後に、総務省が改めて既存事業者に対し、「既存免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査」等を実施し、移行計画の概要の提出を求め、当該計画について、総務省で精査した上で、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行い、適切な移行期間を設定することとなります。	無
31	個人 4-1	・移行期間について 免許が5年なので、5年以内とするのは余りにも暴力的。 実際作業をする人間や工数がどれだけ確保できるか？本来はその点について述べるべき所。 3社共、それだけの作業をやっている訳でもなく、5Gエリア拡大作業を計画して実施している所に、新たに加わる作業である事を考慮していない。 まるで無知な人間がその点だけの発言している様な内容でした。	標準的な移行期間については、本報告書案 P15 に記載のとおり、電波法の無線局免許の有効期間が5年であることを踏まえ、再割当ての時点から5年間としたものです。	無
32	個人 8	電波の移行が5年もかかるのはさすがに遅すぎると思う。 ドコモなどの企業との天下りや癒着を疑ってしまう。 総務省も既得権益側なんだなと、正直がっかりしました。		無
33	個人 25-2	たしかに電波法上再割り当ての保証がされていない為電波を有効活用していない場合はその通りであるが総務省主体となり既存の携帯電話事業者に対して設		無

		備投資を主導し相当な設備数を準備している。今回のケースでは有効活用されている設備を新規事業者の申し出で既存の事業者から奪う形での再割り当てを行うので移行期間に関しては5年ではなく現在の免許有効期限終了後から既存事業者の移行期間を反映すべきではないか。(半導体不足や新型コロナウイルスの流行等で人員の確保ができない等の事態を想定して長めに設定すべきではないか)		
34	個人 48-1	電波の有効利用の観点で、より効率的に電波を使用できるという者に再割り当てを行うという意義は理解するものの、再割り当てに際しては金銭的なコスト負担が発生することはもちろんのこと、再割当中は利用者としてもその帯域を十分に利用することが出来ず、時間的なコストも発生し、また安易に再割り当てを乱発することになれば、電波法の目的である公共の福祉を増進から外れると共に、新規割当事業者に対しても投資の萎縮を招くこととなる。従って、電波の有効利用度の評価し再割り当てを行う際には現にその帯域を利用しているユーザ数や移行費用を勘案し、再割り当てを行なった後の有効利用の程度との総合的な評価により再割り当ての是非を評価する必要性があると考ええる。なお、上記は共願の申し出が行われた際に適用することとし、電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないときは、絶対基準として有効利用されていないことから、適用する必要は無いと考える。 報告書本文の「無線局免許の有効期間の満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止することとされている。」とある。これは、再免許が必ずしも保証されていないことからの論理かと思うが、法律に満了日以降の言及がなく、こととされているとするのは論理の飛躍ではないか。 これまで総務省または次の参入業者が費用負担せずに周波数の移行をした例として 1.7GHz を楽天及び携帯電話に割り当てた事例 消防無線のアナログ廃止などがある。 1.7GHz 帯の移行については、新たに 40MHz 幅を捻出するために既存の携帯電話の再配置として 100kHz スライドさせたものであり、本件は既設事業者の利用状況に問題がなかった事例として参考にする。 1.7GHz 帯の再配置は平成 29 年の情報通信審議会報告書で結論が出ており、令和 4 年 9 月 30 日までが移行期限として設定されたことから概ね 14 年の猶予が与えられた。 また、消防無線のアナログ廃止は、周波数利用効率が低いアナログシステムを廃止し、効率が高いデジタル方式に移行をするものであり、平成 15 年 10 月に、「電波法関係審査基準」が改正され、平成 28 年 6 月 1 日から完全デジタル化された事から、この場合においても、移行期間は 13 年程度確保されていたと言える。 これらの先行事例を考えると、今回報告書の標準で 5 年というのは過去の例に比べて著しく短く、今後の他の無線局の再編時に参考にすると誤った判断を招きかねない。	標準的な移行期間については、本報告書案 P15 に記載のとおり、電波法の無線局免許の有効期間が 5 年であることを踏まえ、再割り当ての時点から 5 年間としたものです。また、標準的な移行期間である 5 年を超える場合については、本報告書案「3-1 移行期間の基本的な考え方 (2)標準的な移行期間を超える場合」に考え方をまとめています。	無

		従って、そもそも再編期間について長期間を設定するか、今回の期間設定は携帯電話の再割り当てに限るものとして、今後の参考にしない旨を明記すべきである。		
(2) 標準的な移行期間を超える場合				
35	ソフトバンク（株）	当社のプレゼンテーション資料（参考資料 1ー4 P52~53）でご説明させていただいたとおり、サービスの安定性及びそれを踏まえた国際的なトレンドから周波数利用期間は 20 年程度の確保が必要と考えています。 本報告書案において『再割当ての時点から 5 年間を標準的な移行期間とする』ことが示されているところ、再割当てに伴う周波数利用の猶予期間が、英国アドバンスノーティス等の事前告知期間の最低 5 年を下回っていないという観点で最低限必要な猶予期間の確保がなされたものと考えます。 また、改正電波法における開設計画の認定期間（原則 10 年）と併せて、事実上の周波数利用期間が最低 15 年に設定されたことは重要であり、更に標準的な移行期間内（5 年以内）に移行完了の見込みがない場合など、上記標準期間を超える期間（5 年～10 年）が設定される場合は周波数利用期間が合計 15 年～20 年となることで国際周波数利用トレンドの最低期間である 20 年に近づいているものと考えます。【No.28 の再掲】	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
36	個人 7-1	しかし、移行の期間が長すぎます。総務省が既得権益を広げてどうするんですか？	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 再割当て対象となる周波数によっては、計画的に移行を実施しても標準的な移行期間内（5 年以内）に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に許容しがたい悪影響が生ずる場合も想定されることから、標準的な移行期間を超えることもやむを得ないと整理したものです。 なお、標準的な移行期間を超える場合の措置については、「3-2 標準的な移行期間を超える場合の措置」のとおり、「開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるようにすることが望ましく、既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎり	無
37	個人 13	移行期間がいくらなんでも長すぎるのではないかな 既存企業への優遇が過剰で、今後の新規参入がなくなるのではないかな		無
38	個人 14-1	移行期間が長すぎるように感じます。ここまで偏ったことをしていると、ドコモやソフトバンクへの天下りを疑ってしまいます。公正な行政運営をお願いします。		無
39	個人 19	移行期間が長すぎます 既存企業を優遇しすぎるのはどうかと思う。公正な行政運営をしてください 状況次第では最長で 10 年以内はやり過ぎです 免許の期間の観点から例外なく最長で 5 年が妥当だと思います。		無
40	個人 30	移行期間が長すぎる点を除いて、概ねこの案に同意するが、電波の移行にはドコモや KDDI が非協力的になることが予想されるので、総務省には強制力をもった行政運営をしていただきたい。		無

			ぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。」と考えます。プラチナバンドにおける考え方をイメージにしたものが図表22となります。	
41	個人 45-1	原案「移行完了予定時を勘案して」の主体が不明確であり、移行期間の冗長化を許容している。さらに、電気工事士等電気通信技術その他関連施設敷設に関する知識が無い者以外が国民にとって透明性の高い移行完了予定の見積もりを出せるはずがない。既存免許人はその子会社・関連会社として移行完了予定を見積もることのできる設備施設関連業者の実質経営支配権を取り込んでいるのだから、原案では発案側が考える国益に即したスムーズなサービス移行は到底できないと考える。総務省の施行令などで既存免許者の敷設会社に直接見積もりが取れるように予め法制度に組み込むとよしい。海外での電波オークションなどの事例で関与した専門業者にスムーズな移行のための技術情報に対する第三者意見具申もできるとよい。	本報告書案「3-2 標準的な移行期間を超える場合の措置 (1)移行期間を設定するための措置」のとおり、移行期間は、既存免許人の無線局の移行完了予定時を勘案して決定することになるところ、移行計画の妥当性を確保するため、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当と考えます。	無
3－2 標準的な移行期間を超える場合の措置				
(1) 移行期間を設定するための措置				
42	(株) NTT ドコモ	移行計画の妥当性について、専門的な知見を有する第三者による確認を行うことに賛同する。移行計画については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画にも係る5G展開との両立等を勘案した現実的な工事期間の観点により、その妥当性が検証される必要がある。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
43	KDDI (株)	移行期間の設定におきましては、既存免許人の利用者への影響を回避するためにも、「5年を超える移行期間を設定することができることとするのが適当である」とした原案に賛同致します。		無
44	UQ コミュニケーションズ (株)	移行期間の設定におきましては、既存免許人の利用者への影響を回避するためにも、「5年を超える移行期間を設定することができることとするのが適当である」とした原案に賛同致します。		無
(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置				
45	(株) NTT ドコモ	既存免許人に対する移行計画の進捗状況の評価に加えて、新規認定開設者への開設計画認定後、特定基地局の開設が進められる段階において、開設計画に記された内容が着実に進められ、周波数有効利用が確実に図られていることを評価する必要がある。このため、電波監理審議会で実施される周波数有効利用評価において、通信品質を考慮した各種取組等の進捗状況が評価項目に含められるべきである。 具体的には、以下の観点等が当該評価項目で考慮されることを希望する。	いただいたご意見については、電波監理審議会が定める有効利用評価方針の評価の基準に係るものであり、本意見募集の対象外です。	無

		・トラヒック観点として、周波数を基軸とした 1 MHz 当たりの総トラヒックによる評価や、より多くのトラヒックを多くの基地局で提供している状況を考慮するためのトラヒックデータ量に基地局の設置密度等を組み入れた指標等。 ・カバレッジ観点として、第三者による実施も視野に入れた実測調査等によるカバレッジ評価等		
46	KDDI (株)	標準的な移行期間を超える場合については、その周波数の利用状況から「計画的に移行を実施しても 5 年以内に移行が完了する見込みがない」やむを得ない状況を踏まえて認められるものであると理解しております。そのため、免許期間内かつ使用期間内に無線局の漸減を求められ、かつ無線局の停波が完了したところから新規認定開設者が使用を開始することは、移行期間の前倒しに該当すると考えられ、終了促進措置の対象と整理すべきと考えます。	標準的な移行期間である 5 年を超える場合、既存免許人自ら策定する移行計画に基づき、免許の有効期間内の無線局を含め、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、無線局を漸減させていくこととしております。 周波数の再割当制度における終了促進措置の活用については、「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方 (2) 終了促進措置の活用」のとおり、「任意」としてしています。	無
47	トヨタ自動車 (株)	既存免許人の提示する移行計画について、「専門的な知識を有する者等の第三者による確認を行う」方針となっておりますが、これについてもユーザ影響に係ることから、日本自動車工業会や電子情報技術産業協会など、ユーザ団体に対して移行計画の開示と意見照会のプロセスを導入頂けることを希望いたします。	移行期間の設定における、専門的な知見等を有する者等の第三者による確認は、移行計画の妥当性を既存免許人や申出人等と利害関係のない第三者が中立的な立場から行うものであり、特定分野の関係者が第三者として確認を行うことは想定していません。	無
48	UQ コミュニケーションズ (株)	標準的な移行期間を超える場合については、その周波数の利用状況から「計画的に移行を実施しても 5 年以内に移行が完了する見込みがない」やむを得ない状況を踏まえて認められるものであると理解しております。そのため、免許期間内かつ使用期間内に無線局の漸減を求められ、かつ無線局の停波が完了したところから新規認定開設者が使用を開始することは、移行期間の前倒しに該当すると考えられ、終了促進措置の対象と整理すべきと考えます。	標準的な移行期間である 5 年を超える場合、既存免許人自ら策定する移行計画に基づき、免許の有効期間内の無線局を含め、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、無線局を漸減させていくこととしております。 周波数の再割当制度における終了促進措置の活用については、「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方 (2) 終了促進措置の活用」のとおり、「任意」としてしています。	無
3-3 プラチナバンドにおける移行期間の基本的な考え方				
(1) プラチナバンドにおける移行期間の考え方				
49	KDDI (株)	「5 年を超える移行期間を設定することができることとするのが適当である」とする本案に賛同致します。 当社レピータの置換に必要な期間は当社が検討した前提条件において 10 年と算出しており、それに対して新規免許人が特定エリアで先行して利用開始を要	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 終了促進措置については、本報告書案「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負	無

		望する場合は終了促進措置が適用され则认为られます。 具体的には、既存免許人として、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の5G展開に係る国家戦略実現に向けた取組を推進することを前提としつつ、設置済みの19万台のレピータ置換作業を行うには、標準的な作業工程に基づき約10年を要すると考えております。 また、再割当てが実施される場合のプロセスの中で「既存免許人に及ぼす影響の調査」において、使用期限の決定にあたり既存免許人は移行計画を提出する理解です。新規認定開設者が基地局を開設するためには、その電波が飛来する周囲に存在する既存免許人のすべてのレピータについて対処を完了する必要があるため、新規認定開設者による特定エリアの前倒し要望は既存免許人の移行計画の見直しが必要となります。	担の考え方 (1)レピータ交換」のとおり、レピータ交換について、新規認定開設者の希望により、既存免許人に対して移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担することが適当としております。この場合、使用期限の範囲内で既存免許人は移行計画の見直しを行うことになると考えています。	
50	ソフトバンク（株）	前述※の記載のとおり既存免許人の利用者の保護の観点から、移行計画に基づいて無線局の漸減を進めるにあたっては、標準的な移行期間内あるいは免許期間内に計画に応じて漸減が必要となる無線局に直接関係しない既存免許人の無線局を強制的に停波させるなど過度な対応が求められることがないよう十分な配慮が必要です。 ※ 第2章 再割当てにおける基本的な考え方／第2章 再割当てにおける基本的な考え方 2-1 開設指針制定の可否の検討にあたっての考え方 における当社意見	本報告書案 P16 のとおり、標準的な移行期間を超える場合の移行作業については、既存免許人が自ら策定する移行計画に基づき、無線局の漸減を行うものです。既存免許人の無線局を強制的に停波させることは想定しておりません。	無
51	楽天モバイル（株）	総論にて述べたとおり、早期に新規認定開設者に利用開始させることを前提とした、移行期間の考え方について賛同いたします。 なお、携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第10回）において、プラチナバンドが新規認定開設者に再割当てされた場合、既存免許人のレピータ交換に必要な期間について、株式会社NTTドコモ殿は7年(下図参考1を参照)、KDDI株式会社殿は10年(下図参考2を参照)と主張されております。また、ソフトバンク株式会社殿は、上記タスクフォース（第11回）にて示された「構成員等からの質問と回答（詳細）」の質問：共通①にて必要な期間を6年弱(下図参考3を参照)と主張されております。 当該主張を踏まえ、図表17にも示されているとおり、MNO3社がレピータ交換に要する期間は5年超と回答されたことを前提に本報告書（案）は取りまとめられたものと理解しております。これに基づき、当社が要望するプラチナバンドの再割当てにつき開設指針の制定が行われる場合、規定される移行期間は5年を超える移行期間が設定され、図表22のプラチナバンドの周波数移行のイメージが適用されるものと考えます。 引用：携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース（第10回） 参考1：資料10-3 株式会社NTTドコモ資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000832857.pdf	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 なお書きのご意見について、移行期間については、本タスクフォースのヒアリングにおいて、各社から、レピータの交換作業として5年を超える期間を要すると主張があったところであり、当該主張も踏まえて、標準的な移行期間を超える場合のプラチナバンドの周波数移行のイメージ（本報告書案 P24 図表22）を整理したものです。 このため、タスクフォースでの議論を踏まえると、プラチナバンドについては、プラチナバンドの周波数移行のイメージ（同図表22）が適用されるものと想定しています。 開設指針に定める移行期間は、タスクフォースでの各社の主張を踏まえつつ、競願の申出が行われた後に、総務省が改めて既存事業者に対し、「既存免許人に及ぼ	無

		(上記 URL 中 10 ページの図 略) 参考 2: 資料 10-4 KDDI 株式会社資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000832858.pdf (上記 URL 中 16 ページの図 略) 引用: 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース (第 11 回) 参考 3: 資料 11-2 構成員等からの質問と回答 (詳細) https://www.soumu.go.jp/main_content/000835369.pdf (上記 URL 中 7~9 ページまでのうち、通し番号 共通①に係る図 略)	す技術的及び経済的な影響の調査」等を実施し、移行計画の概要の提出を求め、当該計画について、総務省で精査した上で、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行い、適切な移行期間を設定することとなります。	
52	個人 3	もっと早期に楽天モバイルにプラチナバンドを支給すべきだと思う。 参入して数年の楽天モバイルが設定を変更するだけで周波数の移行ができる通信設備を運用しているのに対して、技術的に成熟しているはずであるドコモなどのモバイル既存 3 社はプラチナバンドを独占するためにあえて、周波数の移行に手間のかかる設備を運用しています。 既存企業の言い分を鵜呑みにし過ぎです。電波は国民の所要物であることから、周波数の移行に非協力的な企業には電波剥奪を含めた厳しい対応を要求します。 私は楽天モバイルのユーザですが、プラチナバンドの恩恵を受けられていないことに憤りを感じております。現在進行形で不便を被っている国民がいることを忘れないでください。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 再割当て対象となる周波数によっては、計画的に移行を実施しても標準的な移行期間内 (5 年以内) に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に許容しがたい悪影響が生ずる場合も想定されることから、標準的な移行期間を超えることもやむを得ないと整理したものです。 なお、標準的な移行期間を超える場合の措置については、「3-2 標準的な移行期間を超える場合の措置」のとおり、「開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるようにすることが望ましく、既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。」と考えます。プラチナバンドにおける考え方をイメージにしたものが図表 22 となります。	無
53	個人 6	現在、楽天モバイルを使用させてもらっていますが、早くプラチナバンドの恩恵を受けたいです。 移行に 5 年以上かけるのはさすがに遅すぎると思います。3 年で電波の移行が完了する程度が妥当だと思います。 現在、大手の携帯会社は莫大な利益をあげているため、プラチナバンドへの投資金額は既に回収できてます。		無
54	個人 9	楽天モバイルの客がプラチナバンドを使えるようになるまで最低 5 年は長すぎます。そこまで待てません。 国民目線の行政運営をしてください		無
55	個人 10	プラチナバンドの移行に最長 10 年は時間のかけすぎだと思う。 根拠 1 ドコモなどの携帯大手 3 社は莫大な利益をあげ、すでにプラチナバンドへの投資金を回収している。 根拠 2 移行作業自体は 1 年程度で終わるため。 根拠 3 国民(電波の所有者)である楽天モバイルの顧客が長期間、プラチナバンドを使		無

		用できないのは問題がある。 根拠 4 ドコモなどの意見を鵜呑みにしすぎ。移行期間が最長 10 年だと、既存企業の希望をまるまる押し通したことになる。楽天モバイルが希望している 1 年と乖離しすぎている。 根拠 5 総務省から携帯会社への天下りが酷く、公正な行政運営ができていない。参入して数年の楽天モバイルより、長年、携帯会社を運営しているドコモなどの方が天下りを多く行えるし、行なってきたため。ドコモ寄りの行政運営になってしまう。		
56	個人 11	5 年間はプラチナバンドを再割り当てせずに独占させるということですね kddi などの既存企業の既得権を守りすぎです。こんなことをしては新規参入企業が現れませんよ		無
57	個人 12-1	移行期間が 5 年については不透明で一年、二年ででプラチナバンドが使用できるところもあるのか、5 年後に一律使えるようになるのかが問題です。 今でも電波が届かなく、電話も途切れる状況なのでもっと早い期間での再配分が必要です。特に緊急発信がプラチナバンドの有無で影響が出るのは死活問題です。また、早い段階で切り替えられるところがあるのであれば、その状況を定期的に提供してほしい。 つながりやすさの不公平さを解消するうえで、総務省の判断にもスピード感ある対応を希望します。		無
58	個人 17	条件付きとはいえ、移行期間 5 年以上、10 年以内という抜け穴を作ってしまうのは良くないと思いました。 企業は当然、利益を追い求めるので、プラチナバンドを独占したいはずです。条件付きとはいえ、10 年以内という抜け穴を作れば、なんらかの理由をつけ、または意図的に作業が遅れるような状況を作り出し、10 年以内ギリギリに移行をおこないます。あえて抜け穴を作る意味がわかりません。 5 年以内でも移行に必要な時間が十分すぎるほどあるのだから、例外なく 5 年以内に全ての移行作業を終わらせるべきです。		無
59	個人 18	やむおえない理由があれば、10 年以内に移行すればいいってことを書いてありますが、悪用される懸念があるので、移行の全作業を 5 年以内に完了するようにすべき。5 年もあれば十分に可能です。 ドコモや KDDI などが移行ができない状況を意図的に作り出し、期限ギリギリの 10 年までプラチナバンドを独占することが容易に想像できます。 抜け道を作らないでください。		無
60	個人 44-3	「3-2 (2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置」およびそれを踏まえた「3-3 (2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置」、「3-3 (3) 競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行」については、移行が標準的な移行期間を超える場合(3-1 (2) で定義された場合)のみについ	ご指摘の箇所は、標準的な移行期間を超える場合の措置を記載したものであり、周波数の使用期限が標準的な移行期間とされた場合に措置することは想定してい	無

		て実施されるものであり、これに該当しない場合は既存免許人の免許が法的に保護された利益であることからいずれの措置も講じないものという理解であるか。	ません。 ただし、本報告書案 P17 のとおり、移行計画については、標準的な移行期間である場合においても策定することが必要としています。	
(3) 競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行				
61	(株) NTT ドコモ	既存免許人の無線局数を漸減する必要性は、周波数有効利用の観点で理解するところであり、当該漸減に向けた準備を進めていく必要はあると考える。一方、ユーザへの影響が生じないようにするための無線局の運用は、免許の有効期間内において継続する必要がある場合も考えられる。ユーザへの影響がある状況で、免許の有効期間内において、無線局の漸減を制度として求める際は、国の補償を念頭に、ユーザ保護に要する費用負担の在り方が示されるべきである。	再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないよう適切な移行期間等を設定すること」及び「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 標準的な移行期間（5 年）を超える場合においては、本報告書案 P16 のとおり、既存免許人自ら策定する移行計画に基づき、免許の有効期間内の無線局を含めて、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、無線局を漸減させていくこととなります。 再割当て制度においては、無線局免許の有効期間内に、国による周波数変更命令等の対象になった免許人に対しては、「通常生ずべき損失」の補償を行うこととされていますが、今回の報告書案では、無線局免許の有効期間内に国が周波数変更命令等を行うことは想定していません。	無
移行期間に関するその他の意見				
62	個人 49-1	移行期間、移行費用について合理的な考え方が示されたことに、真摯な議論をされてこられた総務省及び関係者の方々に敬意を表し、賛同致します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無

第4章 移行費用と負担の在り方				
4-1 移行費用の負担の基本的な考え方				
(1) 費用負担の基本的な考え方				
63	楽天モバイル（株）	総論にて意見を述べたことに加え、電波法上、「再免許の付与を保障しておらず、免許の有効期限が到来し、再免許を受けることができれば、既存免許人自らの負担で周波数の使用を停止しなければならない」こと、また再割当制度においては、「無線局免許の有効期間の満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止することとされている」ことから、「申出人に再割当てが行われたことにより、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用（移行費用）については、既存免許人の負担を原則とすることが適当」とする報告書（案）の考え方に賛同いたします。 また、「競願の申出による周波数移行は、開設計画の審査の結果、既存免許人以外の者の開設計画が認定された場合に実施されるものであり、また、終了促進措置は、本来的に当事者間の合意をベースに任意で行われるものであること」から、「競願の申出による周波数移行において、新規認定開設者に終了促進措置の実施を義務付けることは適当ではなく、終了促進措置の活用は任意とすることが適当」とする報告書（案）の考え方に賛同いたします。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
64	個人 34-1	【要旨】 1. 移行費用の殆どを既存免許人に負担させる本提案については、従来のキャリアの利用者（以下、既存免許人ユーザ）として受け入れられない 【本文】 1.第4章「4-1. 移行費用の負担の基本的な考え方」について 従来の終了促進措置と異なる点を挙げ、移行費用の負担を原則既存免許人とするという結論は、最終的に既存免許人ユーザへの費用負担を課すものであり、P14にある、令和4年電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に於ける指摘に反する内容であるため、既存免許人ユーザの一人として受け入れられない。 参考資料集 P40 のK D D I 提供資料、「参考）後発事業者の費用負担により先発事業者設備対策を行った過去事例」によれば後発側が干渉を与える場合、受ける場合のいずれに於いても、後発側の費用負担により干渉の軽減に努めていることが分かるが、これら先例の取り組みに関する議論の有無やその評価が本文から読み取れないことは大変に残念である。過去事例とは通信方式が異なるという点はあるものの、「影響の大小を問わず、後発側は先発側の利用環境を可能な限り悪化させない」という、無線従事者として当然持っているべき倫理観をベースに議論を進めることが、本タスクフォースに於いて必要な事柄であったのではないか。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 本報告書案「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方」のとおり、既存免許人の周波数の使用を停止するための移行費用については、再割当制度の趣旨を踏まえ、既存免許人の負担を原則とするとの考え方を示したものです。	無
65	個人 40-1	移行費用が既存免許人の負担を原則とする原案に反対である。		無

		ドコモ/KDDI/ソフトバンクの利用者は、周波数帯削減によるサービスレベル低下および移行費用の利用料への転嫁により、多大な不利益を被る。 国民のほとんどがドコモ/KDDI/ソフトバンクの利用者であることを考えると、国民の不利益に直結する。		
66	個人 48-2	共願による再割当てを実施する際に、既存事業者がほぼ有効利用していなかった場合（例えば有効利用評価が C）と、ある程度有効利用していた（例えば有効利用評価が A）が更に有効に利用できる者が出た場合とは公平性の観点から差をつけるべきではないか その場合、移行費用の負担額について、交通事故の過失割合と同様に新規事業者と既存事業者の有効度の比率により按分することなどがあり得るのではないか。 今回、電波の有効利用の観点から、既存事業が任意でフィルタを入れていたことが移費用の面で評価されなかった事は取り下げるべきだと考える。 電波法の趣旨を鑑み、有効利用を図る措置を実施していた事業者が評価されないのは今後の有効利用への投資の観点で大きくマイナスの影響を与えることとなる。		無
67	個人 51	周波数の円滑な移行を推進するならば終了促進措置を盛り込むべきではないか？新規事業者の負担に過度な配慮を行ったと思われますが、それなら例えば政府が移行費用の負担を行うなどといった考えもあるのではないか？	周波数の再割当制度における終了促進措置の活用については、「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方 (2) 終了促進措置の活用」のとおり、「任意」としています。	無
4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方				
(1) レピータ交換				
68	(株) NTT ドコモ	レピータ交換は、新規認定開設者の電波を中継することによる電波法違反の回避の目的と、既存免許人のユーザの通信環境に影響を及ぼすことを防止するために必要な対応である。	いただいたご意見のとおりと考えます。	無
69	KDDI (株)	移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担するという本案に賛同致します。 再割当てが実施される場合のプロセスの中で「既存免許人に及ぼす影響の調査」において、使用期限の決定にあたり既存免許人は移行計画を提出する理解がありますが、新規認定開設者の要望により、特定エリアの前倒し要望を求められた場合は終了促進措置の適用となるものと考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
70	UQ コミュニケーションズ (株)	移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担するという本案に賛同致します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
(2) 基地局の増強				
71	(株) NTT ドコモ	基地局の増強は、既存免許人の帯域縮退で帯域不足による通信容量が低下し、通信速度の低下や同時に通信できるユーザ数が減少してつながりづらくなるという、新規認定開設者への再割当てによって新たに発生するユーザへの影響を回避するために必要な対応である。	既存免許人の使用する周波数幅の縮減に伴って基地局の増強が必要となるかどうかについては、既存免許人がその必要性を判断するものと考えます。	無

72	個人 25-3	各携帯電話事業者は4 G通信に利用しており既存のユーザの4G 周波数として当該周波数は利用されている。事実、実機にて使用中の周波数を確認した所今回の移行対象の周波数を利用しておりそのため直ちに影響が出るものではないという認識は誤りではないか。	本報告書案 P27 に記載のとおり、楽天モバイルが提案している既存事業者の周波数は、現に3 G で利用されている又は最近まで3 G で使用されていた周波数となっています。	無
(3) 基地局の受信フィルタの挿入等				
73	(株) NTT ドコモ	実機検証結果より、フィルタ挿入により良好な通信品質を実現できること、フィルタ挿入を行わないことで、新規認定開設者の端末が既存免許人の基地局に近づいた場合に、既存免許人の基地局エリアの一部のユーザが音声通信でなくなることが明らかになった。新規認定開設者の端末が既存免許人の基地局に近接することは実ケースとして存在し、ユーザ影響はどの基地局においても発生し得るものであることから、フィルタ挿入は周波数有効利用を図るために必要な対応である。	本報告書案「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方 (3)基地局の受信フィルタの挿入等」のとおり、基地局の受信フィルタには通信品質を向上させる一定の効果があると記載しており、周波数有効利用の観点からフィルタ挿入の有用性を否定するものではありません。	無
74	KDDI (株)	既存免許人の実機測定・評価結果は、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース (第 14 回)」において基地局の受信フィルタは「通信品質を向上させる一定の効果が確認できた」とされていることから、フィルタ挿入せずに新規認定開設者の運用開始された場合「許容しがたい品質劣化」が発生する可能性があり、妨害が確認された場合は後発事業者の責務で対処することが適当と考えます。 基地局の受信フィルタは、従来からの考え方同様、後発事業者が無線局を開設する場合、先発事業者の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用しなければならず(電波法第五十六条)、過去においてもその対処は後発事業者の負担により行われてきたことから、「既存免許人負担を原則」と断定せず、妨害が確認される場合は後発事業者の責務で対処することが適当と考えます。 更には、既存免許人の利用者への影響を回避するため、新規認定開設者が基地局を開設後に既存免許人の利用者へ与える影響が確認された場合は、新規認定開設者は既存免許人と協議を速やかに実施し、基地局の停波等を含め責任を持って混信影響回避の措置をとる必要があると考えます。	本報告書案 P28 のとおり、基地局の受信フィルタは、電波法に基づく技術基準に規定されておらず、携帯電話事業者が各社のポリシーの下に周波数毎に判断を行っているものです。プラチナバンド以外では、基地局の受信フィルタを挿入していない周波数があり、当該周波数においては、現に隣接帯域を使用する他事業者の端末からの影響を受容している状況にあります。 このため、基地局の受信フィルタには、通信品質を向上させる一定の効果があると認められるものの、基地局の受信フィルタの挿入等を行わないことにより、既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えないと考えています。 なお、既存免許人の利用者には許容しがたい影響が生じると考える既存免許人の基地局については、新規認定開設者の特定基地局が開設される前に、受信フィルタの挿入等の作業を完了させることが適当と考えます。 再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者には許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えていま	有

			す。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 いただいたご意見の趣旨を明確化するため、当該箇所以下に注釈を追記します。 【修正内容】(P14) 「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」に以下の注釈7を追加。 「7 新規認定開設者の無線局は、既存免許人の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない（電波法第56条）。仮に、新規認定開設者の無線局によって、既存免許人の無線局の運用を阻害するような影響を与えている可能性がある場合、新規認定開設者は、既存免許人の無線局への影響を回避するための方策等について既存免許人と協議を行うことが必要である。」	
75	ソフトバンク（株）	携帯電話基地局への受信フィルタ挿入は、世界的にも一般的な品質向上の方策となっており、国内の既存3事業者に割当て済みの800MHz帯/900MHz帯には各社とも受信フィルタを導入しています。 さらに本タスクフォースにおいて既存免許人による実機検証を実施したところ、周波数有効利用の観点で一定の効果が確認されており（参考資料3-2~3-4）、本タスクフォース構成員からも「フィルタを入れない場合は2割の端末に劣化があるという結果」「フィルタは要らないという論調に持っていくのは無理かなという理解」などの意見があり、一定の条件下において、その有効性が認められているものと考えます。 しかしながら本報告書案においては、再割当ての際の受信フィルタ対策の取扱い※1について既存免許人の負担を原則とすることは、有効性が認められている既存免許人の周波数有効利用に向けた積極的な取り組みを実質的に否定するような整理となっており、適切ではないと考えます。 再割当てを実施した際の受信フィルタ対策の取扱いについて、再割当て制度の検討開始時点で予見することが不可能であったこと、周波数有効利用に向けた	本報告書案「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方（3）基地局の受信フィルタの挿入等」のとおり、基地局の受信フィルタには通信品質を向上させる一定の効果があると記載しており、既存免許人の周波数有効利用に向けた積極的な取り組みを否定するものではありません。 基地局の受信フィルタの挿入等について、既存免許人の負担が原則との考え方を示していますが、「一律に既存免許人の負担」としているものではなく、あくまで原則としての考え方を示したものです。 なお、本報告書案P27の注釈12には、既存免許人と新規認定開設者との間で別に	有

		積極的な取り組みでもあることから、少なくともプラチナバンドのような重要な基幹帯域であり、かつ全事業者がフィルタを実装している帯域の制度導入後の初回の再割当てについては、一律に既存免許人負担とするのではなく、一定の配慮が必要です。 なお、免許人間の協議等において受信フィルタの挿入は不要という判断がなされた場合においても、現時点では実環境における干渉影響の程度は明確になっていないため、利用者保護の観点から、前述※2 の試験電波発射による影響確認などといった事前確認を実施することが必要であり、事前確認において顕著な影響が確認された場合、新規認定開設者の無線局の停波や干渉対策等、新規認定開設者による対応がなされるものと理解しています。 ※1 報告書案におけるフィルタ挿入対策の取扱い 基地局の受信フィルタの挿入等を行わないことにより、既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えない、携帯電話事業者が各社のポリシーの下に周波数毎に判断を行っているものであるものとして、終了促進措置の対象外が適当と整理 ※2 第2章 再割当てにおける基本的な考え方 における当社意見	合意できるのであれば、「4-2. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方」によらずに、当該合意の実施を妨げるものではないと記載しています。 なお書きのご意見について、再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」を記載しています。 いただいたご意見の趣旨を明確化するため、当該箇所以下に以下の注釈を追記します。 【修正内容】(P14) 「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること」に以下の注釈を追記。 「新規認定開設者の無線局は、既存免許人の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない（電波法第56条）。仮に、新規認定開設者の無線局によって、既存免許人の無線局の運用を阻害するような影響を与えている可能性がある場合、新規認定開設者は、既存免許人の無線局への影響を回避するための方策等について既存免許人と協議を行うことが必要である。」	
76	UQ コミュニケーションズ（株）	基地局の受信フィルタは、従来からの考え方同様、後発事業者が無線局を開設する場合、先発事業者の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう運用しなければならない（電波法第五十六条）、過去においてもその対処は後発事業者の負担により行われてきたことから、「既存免許人負担を原則」と断定せず、妨害が確認される場合は後発事業者の責務で対処することが適当と考えます。	再割当てを行うにあたっては、既存免許人の利用者に許容しがたい不利益が生じないようにすることが重要と考えています。このため、本報告書案「2-2 周波数移行を行う際の考え方」において、「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の	有

		更には、既存免許人の利用者への影響を回避するため、新規認定開設者が基地局を開設後に既存免許人の利用者へ与える影響が確認された場合は、新規認定開設者は既存免許人と協議を速やかに実施し、基地局の停波等を含め責任を持って混信影響回避の措置をとる必要があると考えます。	提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強えられることのないようにすること」を記載しています。 いただいたご意見の趣旨を明確化するため、当該箇所以下に注釈を追記します。 【修正内容】(P14) 「新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強えられることのないようにすること」に以下の注釈7を追加。 「7 新規認定開設者の無線局は、既存免許人の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない（電波法第56条）。仮に、新規認定開設者の無線局によって、既存免許人の無線局の運用を阻害するような影響を与えている可能性がある場合、新規認定開設者は、既存免許人の無線局への影響を回避するための方策等について既存免許人と協議を行うことが必要である。」	
77	個人 4-2	・受信フィルタについて 通信品質の向上を目的とした導入であり、今までの総務省の意向とも合致する。品質を蔑ろにする様な意見を総務省が言う事には疑問しかない。 より安定した途切れない使い勝手を考慮した場合、導入して然るべき。 総務省が一定の効果を認めている現状、導入しなくても問題ない。的な発言をしてしまう事により、品質の維持向上は望めない。 管轄する行政が発言している内容ではない。	基地局の受信フィルタについては、本報告書案 P27 に記載のとおり、「実機検証の結果、既存免許人の基地局の近傍に位置する新規認定開設者の端末から一定強度の電波が発射される場合において、既存免許人の利用者の端末で音声通話ができなくなる場合を回避できるなど、基地局の受信フィルタに通信品質を向上させる一定の効果があることを確認できた」としており、一定の効果があると考えています。	無
78	個人 7-2	フィルタの交換の金まで楽天モバイルに負担させるのはおかしいと思っていたので、フィルタの件は賛同します。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当て審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無

			基地局の受信フィルタの挿入等については、「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方 (3)基地局の受信フィルタの挿入等」のとおり、既存免許人の負担を原則としております。	
79	個人 22-1	フィルタについては、既存 3 社、特に KDDI とソフトバンクは他バンドで入れておらず影響を甘受しているにも関わらず「絶対に必要」と矛盾する主張をしたのだから、プラチナバンド再編後も必ず入れるかどうか、また提示した費用を本当にかけているのか監視すべきだと思います。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 いただいたご意見については、総務省における再割当制度の運用にあたり、参考とされるものと考えます。	無
80	個人 24	報告書の 18 頁に記載の『図表 14：プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業・基地局の受信フィルタの挿入等・携帯電話事業者のポリシーによって、周波数毎にフィルタの挿入の判断を行っているが、800MHz 帯、900MHz 帯については、3 事業者とも受信フィルタを全基地局に挿入している。』部分について、受信フィルタは携帯電話事業者のポリシーにより挿入されているとありますが、受信フィルタにより携帯電話事業者は周波数の有効利用を図っているものであり、新規事業者が説明資料で 1.7GHz 帯に受信フィルタを挿入していないから不要だと言うのは、該当周波数の周波数の有効利用を図っていないものと考えます。 28 頁 6 行にある様に『新規認定開設者の基地局が稠密に設置されれば、新規認定開設者の端末が高出力で電波を発射するケースは減少していくことも明らかになった』とありますが、基地局の設置を緻密にしながら周波数の有効利用を図り、更に基地局毎の性能向上により、該当周波数帯域を最大限有効的に利用する為に必要であり、仮に受信フィルタを挿入せずに本来該当周波数で発揮可能な通信速度が低下することや、加入者収容容量が確保できず、その為に基地局を多く設置する必要性が生じたとして、既存事業者より基地局を多く設置しているから周波数の有効利用を図っている、だから既存事業者より新規事業者の方が周波数を有効利用しているという根拠にすることがあるとすれば、その根拠は正しくないと考えます。 また 28 頁 11 行に、『既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えない』と記載がありますが、無線基地局の運用が阻害されることはなくとも、国民共有の財産である周波数の有効利用を図らず、新規事業者が基地局を多く設置していても周波数が不足している、だからもっと周波数の割り当てが必要だと要望したとしても、まずは基地局毎に周波数の有効利用を図るための受信フィルタを挿入して、本来該当周波数で発揮可能な通信速度が低下を防ぎ、かつ	基地局の受信フィルタについては、本報告書案 P27 に記載のとおり、「実機検証の結果、既存免許人の基地局の近傍に位置する新規認定開設者の端末から一定強度の電波が発射される場合において、既存免許人の利用者の端末で音声通話ができなくなる場合を回避できるなど、基地局の受信フィルタに通信品質を向上させる一定の効果があることを確認できた」としており、一定の効果があると考えています。	無

		加入者収容容量を確保することが必要だと考えます。 概要の4頁『プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方・(3)基地局の受信フィルタの挿入等』の4行目『◆フィルタの挿入は、技術基準で規定されておらず、携帯電話事業者のポリシーの下に挿入の判断を行っているものである。』についても上記と同様の意見です。		
81	個人 25-4	新規免許人は既存の周波数ですら十分な基地局が設置されておらず都心部でも圏外となるケースが報告されているようだが新規免許人の基地局建設状況等が想定通りに行われず既存の利用者が不利益を被る可能性がある。新規免許人の基地局建設状況を監視する必要があるのではないかと？またその場合新規免許人に停波を命じる可能性がある事を明言すべきではないか？	従前の開設計画の認定と同様、再割当てが行われる場合においても開設指針に開設計画の進捗状況に関する報告規定を設け、総務省に定期的に報告を行うことを義務付けることが適当と考えます。	無
82	個人 39-1	報告書案について、基地局の受信フィルタ挿入等の費用負担を既存免許人とした部分について反対いたします。なお、二重線のカギカッコは概要より引用する部分です。 再割当ては「より電波を有効利用できそうな事業者に渡す」という趣旨で行われるものと理解しています。受信フィルタの挿入は電波の有効利用に資するものであり、『新規認定開設者の端末が既存免許人の基地局から遠ざかる、新規認定開設者の基地局が稠密に開設されるなどにより、影響の程度が低減される』としても影響を無視してよいとは思えません。そもそもこの書き方では新規事業者の采配により既存事業者への影響をコントロールできるように見えます。そのようなことを許さない観点からも、フィルタの必要性は考慮されるべきであり、既存事業者が勝手にやっているものだとしてその費用を無視するのは、むしろ電波の有効利用を害するものではないでしょうか。全額新規事業者とも言いませんが、せめて折半させるべきであろうと思います。	基地局の受信フィルタの挿入等については、「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方 (3)基地局の受信フィルタの挿入等」のとおり、既存免許人の負担を原則としております。	無
83	個人 46-1	【要旨】 新規開設者が要因となる既存免許人のユーザに及ぶ被害として110番や119番通報ならびに官公務などへの影響を防ぐため、申出人の提起となる開設指針(再割当制度の(2)の場合)によって必要となる既存免許人のフィルタの変更挿入の費用負担は新規認定開設者が負うべきである。ただし、電監審と総務大臣が発端の場合(再割当制度の(1)(3)の場合)は、その再編の必要性が既存免許人の状況を要因とすることから、整理対象となる既存免許人が自ら負うべきである。 【意見】 この度のタスクフォースで明らかになった、基地局の受信フィルタの挿入が無いと【実機検証の結果、既存免許人の基地局の近傍に位置する新規認定開設者の端末から一定強度の電波が発射される場合において、既存免許人の利用者の端末で音声通話ができなくなる場合】が生じる、ということに対して深い懸念を抱くとともに、その被害を防ぐために【フィルタの挿入の有無は、電波法に基づく技術基準に規定されておらず、携帯電話事業者が各社のポリシーの下に周波数毎に判断を行っているものである】ということに対し関係各位が問題意識を持つべきだ、と考えます。	基地局の受信フィルタの挿入等については、「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方 (3)基地局の受信フィルタの挿入等」のとおり、既存免許人の負担を原則としております。 なお、本報告書案は、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無

		これは、110 番や 119 番などの緊急呼を用いる際において非常に懸念されます。こうした国民の生命や財産がかかわる状況を想像せずして【基地局の受信フィルタの挿入等を行わないことにより、既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えないと考えられる】ということで問題なしというご判断を下すのは如何なものでしょうか。この緊急呼を掛ける側、また折り返しをする側の立場に立てば、継続的な阻害とか一時的な阻害とか関係なく、一瞬でも繋がらない・途切れる・雑音が入るということが、どれだけ困難であり不安であるか計り知れません。そうなる恐れを警察庁や消防庁や海上保安庁に説明して了承を得た上でのご判断なのでしょうか。更には政府や地方公共団体もそれら携帯電話を用いた連絡業務等を行っているのですから、万事細心の配慮をせねば国の一大事を引き起こす要因となってしまいます。何よりも今までそのような懸念を有さずにいられたのは、NTT ドコモ殿、KDDI 殿、ソフトバンク殿という免許人がお互いに迷惑を掛けないというポリシー（自助努力・切磋琢磨）のもとで国民共有の電波資源を丁重に取り扱い、かつそれを国民の安全や安心という公共の福祉の実現の為に尽力頂いていたからだった、ということがここに証明されたと指摘申し上げます。 そして、【既存免許人の無線局への影響は、①新規認定開設者の端末から発射される電波に起因するものであることから、】【②新規認定開設者の基地局が稠密に設置されれば、新規認定開設者の端末が高出力で電波を発射するケースは減少していく】と指摘されることを鑑みれば、現状の公共の福祉を毀損させる要因となる競願の申出をされる新規認定開設者殿が変更に伴う費用負担を負うべきことこそが適当だ、と提言する次第です。そうでなければ、周波数の再割当制度というものが、『電波法 第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。』を毀損させることになってしまいます。これは従来の周波数再編とは異なり、≪②開設指針制定の申出があったとき≫の場合は申出人の提出する開設計画の審査で優劣の決定が行われるものだからこそ、現状の公共の福祉を毀損させないことが大前提であるべきだからです。ただし、≪①電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき≫≪③電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と総務大臣が認めるとき≫の場合は、その再編の必要性が既存免許人の状況を要因とすることを鑑みれば、その費用負担は再編される側である既存免許人が負うことが適当でしょう。 その際、通信安定確保ならびに人員確保や社会経済要因を加味した適切な設定期間内において既存免許人の無線局のフィルタの挿入変更作業が完了していない地区における新規認定開設者殿の当該周波数の電波運用（基地局も端末も）は原則不可とすることで、現状の公共の福祉の毀損を防止すべきです。なぜならば、加害者となる新規認定開設者の設置状況によって被害発生度合いが増減するような状況では、被害者となる既存免許人の利用者の生命や財産を守ることとはできないからです。この必要性は通信という範疇に留まらず、日本国全体の信用信頼・安全保障に及ぶ重大事項として認識されねばなりません。	
--	--	---	--

		併せて、そのようなポリシー（自助努力・切磋琢磨）を行わない現在未来のあらゆる免許人・申出人の行動を未然に防ぐため、および技適に沿わない端末などからの電波妨害を防ぐという意味合いからも、特定の周波数帯域の利用における無線局のフィルタ挿入が電波法に基づく技術基準に規定されていない状況に対し、政府各省庁の意見や懸念を反映させた法令整備へのご検討を宜しくお願ひ申し上げます。		
84	個人 49-2	新規認定開設者の基地局開設に必須の作業とは言えないので、開設計画の内容を新規認定開設者から既存免許人へ開設計画の内容を通知し適時情報提供すべきであるが、先に新規の基地局が開設されても問題ないのではないかと考えます。そこまで言及する必要はないと思います。 また、タスクフォースの議論において、実機実証後においても受信フィルタの挿入が必要と主張した事業者が、仮に競合事業者への再割り当てが実際に行われた後に、本当にフィルタを挿入を必要としていたのか検証していただきたい。挿入していなければ議論の長期化や競合事業者へのを目的としたとみなして、限りある電波の有効利用を阻害するものであると感じる。有意義な意見交換が行われていなかったのならば、今後、総務省としては割り当て時の審査項目に組み込む等のペナルティとなる対応が必要ではないか。	再割当てが行われた場合における基地局の受信フィルタの挿入等に関する考え方は、「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方 (3)基地局の受信フィルタの挿入等」のとおりとなります。 その他のご意見については、総務省における再割当制度の運用にあたり、参考とされるものと考えます。	無
85	個人 57	再割当の際に必要なフィルタの交換費用は競願者が支払うべきであると考えます。 制度上無くてもかまわず、基地局が稠密に設置されている他の周波数では入れてないこともあるとのことですが、3 社ともにフィルタを入れているというのは、入れなければプラチナバンドの良さを活かせないという共通認識がある、ということではないでしょうか？ 楽天モバイル殿の資料では他者の基地局からの電波が自社の移動機からの帯域に与える影響について考察しているようですが、NTT ドコモ殿の資料を見る限りでは他者の移動機からの電波を受信しないためのフィルタと見え、基地局の"耳の良さ"に影響すると考えられます。 プラチナバンドがカバー率の向上に役立つ、基地局が稠密に設置されていない郊外や僻地においては、鉄塔の上にアンテナ、地上に無線機を設置する事例が多く見られ、それらの間にアンプを挿入することによって長く引き回された同軸ケーブルでの損失を補う構成となっております。 フィルタの交換が行われない場合、損失の補償用アンプや無線機内部に含まれる増幅器の増幅率を低くせざるを得ず、当該基地局は耳が遠くなってしまうと推定されます。 競願者が既存免許人に対して必要最低限の情報を提供してフィルタを交換していくとのことですが、整備の初期は局数が少ないこともあって影響を及ぼす範囲が大きくなり、結局は全局の情報を開示し、全局でフィルタ交換が必要というオチが待っていませんか？	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 再割当てが行われた場合における基地局の受信フィルタの挿入等に関する考え方は、「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方 (3)基地局の受信フィルタの挿入等」のとおりとなります。	無

		競願する際には、移動機の移動する範囲は市区町村を単位とし、帯域の逼迫度の考察においては市区町村ごとかつ周波数帯域ごとに計算し、繁忙時間帯と閑散時間帯とをそれぞれ明示して検討すべきであると考えます。		
移行費用に関するその他のご意見				
86	個人 1	タイトル:国民のためにならない費用負担の考え方と一般のビジネス感覚からはかなり遠いお上の感覚による采配ではないか ・国民のためにならない費用負担の考え方について まず、今は国民が既存事業者の携帯電話にほとんど加入しているが、その方たちは現時点で楽天に移行していないため、特段楽天加入のニーズはない。仮に費用負担が既存事業者になるとその分の補填は既存事業者の事業費から捻出しなければならず、本来既存事業者が予定していたポイントの配布や予定していた施策の縮小につながり、本来享受できた利益を国民は享受できない。メリットは楽天加入者のみに発生するものと考えられる。 ・一般のビジネス感覚からはからはかなり遠いお上の感覚による采配ではないかについて 再度免許を取得できない可能性があるという免許制度のたてつけにより費用負担を考えたようであるが、受益者負担がビジネスの原理原則として運用にされている。今回、実態としてメリットが発生するのは楽天、デメリットを被るのは既存事業者とその加入者である。メリットを受ける楽天的費用負担がない点に感覚のズレを感じる。公平な競争という趣旨と受益者負担のバランスを考えると両社折半が妥当ではないか。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 本報告書案「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方」のとおり、既存免許人の周波数の使用を停止するための移行費用については、再割当制度の趣旨を踏まえ、既存免許人の負担を原則とするとの考え方を示したものです。	無
87	個人 4-3	再割り当てについての意見 ・コスト負担について 免許期間が5年であるが、各キャリアは長期的に利用できる様に設備を毎年数兆円規模で増強し、より安定した環境を構築している。 急な法改正を行い都合よく再配分するのであれば、今まで不変で長期的計画で負担してきたコストは考慮すべき。 免許期間の問題ではなく、長期的視点で安定して通信環境を構築、維持している点を考慮し、最低限移行に掛かる費用は、譲渡してもらう側(楽天モバイル)が全額負担すべき。 現状楽天モバイルのユーザは2%程度であり、既存3キャリアのユーザは98%になる。 98%のユーザ側が不利益を被る事は公平性を欠く。		無
88	個人 12-2	報告案を拝見し、設備の原状復帰に関しての費用負担などは案に賛同します。	本報告書案「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方」のとおり、既存免許人の周波数の使用を停止するための移行費用については、再割当制度の趣旨を踏まえ、既存免許人の負担を原則とするとの考え方を示したものです。	無

89	個人 14-2	フィルタなど通信にあまり影響しない設備の交換費用を楽天モバイルに負担させないことは賛同します。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無
90	個人 15	新規参入業者にプラチナバンドを振り分けることに、反対ではありません。しかし、その移行費用を既存業者にすべて負担させることには、反対です。なぜなら、結果既存業者の利用者の不利益になるからです。新規参入業者には、応分の費用負担されるべきであり、その覚悟があってしかるべきです。	本報告書案「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方」のとおり、既存免許人の周波数の使用を停止するための移行費用については、再割当制度の趣旨を踏まえ、既存免許人の負担を原則とするとの考え方を示したものです。	無
91	個人 34-2	【要旨】 2. 既存免許人が負担するとしている費用については、後発側の負担／電波利用料からの拠出／電波利用料からの貸付け、いずれかにより対応すべき。また、干渉防止フィルタの要否に関し検討と議論が不足。ルーラルエリアに配慮した検討をし直すべき。 【本文】 2. 第4章 「4-2. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方」について 「(1) レピータ交換」の費用を原則既存免許人の負担とすることについて、最終的に既存免許人のユーザに費用を課すものであり、既存免許人ユーザとして受け入れられない。後発側の負担／電波利用料からの拠出／電波利用料からの貸付け、いずれかにより対応すべきである。 「(2) 基地局の増強」の費用を原則既存免許人の負担とすることについて、最終的に既存免許人のユーザに費用を課すものであり、既存免許人ユーザとして受け入れられない。後発側の負担／電波利用料からの拠出／電波利用料からの貸付け、いずれかにより対応すべきである。基地局の増強とは従来、エリアの拡大や機能の向上、ユーザの増加に伴う容量の増大に伴い行われてきたものであるが、今回の検討対象については従来と異なり、後発側の参入により減損したエリアや容量を補償するため行うものとなる。言わば「マイナスをゼロに戻す」ための、ユーザからすれば価値を産まない行為であることから、既存免許人の負担とする結論は受け入れ難い。また、これら価値を産まない基地局の増強に伴って、少なからぬ環境悪化や資源や電力の浪費が生じることになるかと思うが、本タスクフォースでは基地局増強の程度や影響についての議論が費用面に限られており、環境や電力消費への影響といった観点からの議論が不十分である。 「(3) 基地局の受信フィルタの挿入等」について、「終了促進措置の対象外とすることが適当である」という結論は、以下の理由から既存免許人ユーザとして受け入れられない。山の稜線上や島嶼部、沖合など既存免許人がサービスエ	本報告書案「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方」において、移行作業別に費用負担の考え方をまとめていますが、「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方 (1)費用負担の基本的な考え方」に則して、いずれも既存免許人の負担を原則とするとの考え方を示しています。	無

		リアとはしていないものの、遠方基地局との疎通が比較的安定的にとれている箇所について、後発側からの被干渉により使用できなくなる可能性がある。これらの「ギリギリ疎通できている箇所の情報」は、地元の口コミや登山愛好家のサイトなどで流通しており必ずしも公知のものではないが、救助関係者やボランティア等も参考にしているものであるから、「再割当て前は使えてたのに使えなくなった」といった事態は緊急通報の手段を維持するうえでも避けるべきである。参考資料では非公開でマスクされている箇所が多く読み取れないが、こういった正規分布の端に存在するユーザへの考慮が議論に欠けていると思わざるをえない。 「(プラチナバンド以外では～影響を受容している状況にある)」の記載について、参考資料1のP19にある楽天モバイルの説明資料から引き写している記述と思われるが、1.7GHz帯に関しては、後発側:新たにエリアを作っていく側なので被干渉はある程度受忍可／先発側:短波長のため減衰が大きいため干渉量も比較的小さく抑えられるという違いがあり、ルーラル地域に於いて受信能力の限界までエリアを確保するというプラチナバンドならではの役割を踏まえと、同一に論じること是不適切である。		
92	個人 36	楽天モバイルへのプラチナバンド割当の撤回、割当時の楽天モバイルによる費用負担をお願いいたします。楽天モバイルの通信事業の収支をどう見積もっても今後数年間で黒字転換することはないと考えられます。赤字を垂れ流す企業への電波割当は国が推し進める 6G などの世界を見据えても有益ではないと考えます。また、ソフトバンクは参入時にプラチナバンド無しで相当数の基地局設置及び移行時の費用負担を行いました。その観点からも楽天モバイルを優遇すべきではないと考えます。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 本報告書案「4-1 移行費用の負担の基本的な考え方」のとおり、既存免許人の周波数の使用を停止するための移行費用については、再割当制度の趣旨を踏まえ、既存免許人の負担を原則とするとの考え方を示したものです。	無
93	個人 44-4	「第4章 移行費用と負担の在り方」に記載されている、「終了促進措置の対象外」という文言についての受け止め方を明確にしていきたい。 この文言は、費用負担についてのみの観点から書かれたものなのか。あるいは順次移行を行う際、既存免許人の移行準備の終了条件も示すもの、つまり既存免許人がレピータの交換は終えているが基地局の増強及び基地局の受信フィルタの挿入等が終了していない状態でも新規認定開設者が電波の利用を開始できるという意味なのか。 もし前者の意味の場合、新規認定開設者は対象外の項目について費用負担を行って移行を早めることができないという意味なのか。 もし後者の意味の場合、移行方法についても定めていることとなり、章の題目が適切ではないのではないか。	本報告書案「4-2 プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方」における「終了促進措置の対象外」については、費用負担の観点から記載しているものです。	無

94	個人 49-3	移行期間、移行費用について合理的な考え方が示されたことに、真摯な議論をされてこられた総務省及び関係者の方々に敬意を表し、賛同致します。【No.62の再掲】	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
第5章 その他留意事項				
5-1 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進				
95	(株) NTT ドコモ	ソフトウェアによる設定等に対応周波数を変更することが可能な無線設備の導入促進は、技術革新に伴う今後の迅速な基地局展開等に必要な目線であり、方向性に賛同する。一方で、無線設備には、ソフトウェアによる設定等に対応周波数を変更することが物理的に難しい、アナログフィルタ等のハードウェアによる対応が必要となる部位も存在することに留意する必要がある。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
96	楽天モバイル(株)	総論にて意見を述べたとおり、再割当て制度の運用にあたっては、早期かつ円滑な周波数移行を可能とすることが必要であることから、「総務省は、ハードウェア交換を必要とせずソフトウェアによる設定等に対応周波数を変更することが可能な無線設備の導入促進を検討すべき」とする報告書(案)の考え方に賛同いたします。 なお、当社は、2007年の携帯電話等周波数有効利用方策委員会の報告において、「携帯電話用小電力レピータの具備すべき機能」として「基地局等からの遠隔制御機能」等が求められていることに鑑み、既に当該機能を具備しております。		無
97	個人 34-3	【要旨】 3. ソフトウェア無線機の普及促進について同意。 【本文】 3. 第5章 「5-1. 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進」について 「総務省は、～導入促進を検討すべきである。」との記載は、柔軟な周波数割当てに対応する機器の導入について国を挙げての支援を促すものであり、歓迎したい。合わせて、各事業者で共用可能な設備の導入・普及についても更なる推進を期待したい。		無
98	個人 49-4	物理的なレピータから、ソフトウェアで変更可能なレピータへと促進するための方策が早期になされることに期待したい。周波数の割り当て審査項目等の政策に期待したい。今後も議論し長期化するのは、総務省の方々も大変だと思うので、これを機に早期解決しておくのが望ましいのではないかと。	再割当て制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。	無
5-2 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立				
99	(株) NTT ドコモ	再割当てに係る移行計画を策定するにあたり、5G 展開に係る国家戦略の目標達成に向けた取組を進めることに賛同する。再割当てに係る移行計画は、5G	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無

		展開を優先した上で、できるだけ早期かつ確実に進めることが可能な計画を策定すべきである。		
100	KDDI (株)	「再割当てに係る移行計画を実施する場合は、当該計画に従って周波数移行を確実に進めるとともに、国家戦略実現に向けた取組に遅れが生じないように留意すべきである」とする本案に賛同致します。		無
101	UQ コミュニケーションズ (株)	「再割当てに係る移行計画を実施する場合は、当該計画に従って周波数移行を確実に進めるとともに、国家戦略実現に向けた取組に遅れが生じないように留意すべきである」とする本案に賛同致します。		無
102	個人 25-5	元々なかった移行計画を新たに実施することとなりタスクの優先度がどちらも高い状況であれば資金面・人員面において限られたリソースを奪い合う形になるので周波数移行を優先するのであれば 5 G 基地局の整備等の遅れが出るのは仕方ないのではないかな？ どちらも遅滞なく実施せよというのは現実を見ずに机上の空論で既存免許人や現場作業員他既存免許人の利用者に不利益という形でしわ寄せが行くのではないかな？	本報告書案「5-2 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保両立」のとおり、既存免許人は、デジタル田園都市国家インフラ計画等の 5 G 展開に係る国家戦略の目標達成に向けた取組を推進することを前提としつつ、再割当てに係る移行をできるだけ早期にかつ確実に進めることが可能な計画を策定することが必要と考えます。	無
103	個人 34-4	【要旨】 4. 国家戦略の推進に関する記述にもかかわらず国の関与に関する提言が成されていないので提言すべき。 【本文】 4. 第 5 章「5 - 2. 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立」について 既存免許人に対しアクセルとブレーキを同時踏みさせる無茶な記述となっており、文章として破綻している印象を受ける。周波数の撤退と 5G 推進を同時に進めるためには金銭面と制度面で国の関与が不可欠となることは明かであり、本文でもその点についてきちんと触れ、既存免許人やそのユーザに負担や不利益を強いない内容とすべきである(議論に於いて国の関与についての発言が無かったとすれば、議論そのものが不十分だったのではないかと考える)。		無
104	個人 43-1	報告書内「既存免許人は、5 G 展開等に係る「デジタル田園都市国家インフラ整備計画 13 (令和 4 年 3 月総務省)」等の国家戦略実現に向けて 5 G 基地局の整備等の取り組みを進めている状況にあることから、再割当てに係る移行計画を実施する場合は、当該計画に従って周波数移行を確実に進めるとともに、国家戦略実現に向けた取組に遅れが生じないように留意すべきである。」とあるが、これは不可能だ。菅政権によって携帯電話料金の値下げ要請を飲んで、さらに既存免許人が安くて 750 億円、高くて 1150 億円という周波数移行に係る作業負担金を支払いながら、「遅れが生じないように」せよというなら、その具体的な方策(例えば、大胆な減税など)を示すべきだ。不可能なことをやれというのは、やくざのやることであって、政府がすべきことではない。		無

5 - 3 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組				
105	(株) NTT ドコモ	携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることに賛同する。未利用の周波数やそれ以外の幅広い周波数も含めて検討が進められることを希望する。700MHz 帯における 3 MHz システムの利用可能性に係る技術的検討が情報通信審議会で進められており、増大する周波数需要に対応する上で重要な取組であることから、その技術的検討に協力していく。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
106	KDDI (株)	現在有効利用中の周波数帯を再割当てすることは、長期の移行期間と多額の移行費用を要することから、「周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めること」との記載のとおり、新たな周波数の捻出と利活用が重要と考えます。 令和 4 年 11 月 30 日に新世代モバイル通信システム委員会配下の技術検討作業班にて検討開始が宣言された 700MHz 帯について、今後の詳細検討を経て共用可能との判断に至った場合は、現在有効利用中の周波数帯の再割当てよりも競争条件の維持のための有効な手法となるものと考えます。		無
107	ソフトバンク (株)	更なる周波数の確保については、情報通信審議会※1 で検討が開始された 700MHz 帯のほか、例えばデジタル化の推進により捻出された帯域や、地理的偏在があり有効利用の余地がある帯域の洗い出し等も含めて、幅広く検討することが重要であると考えます。 検討の結果、周波数の確保が可能となる場合は、前述※2 で記載のとおり開設指針制定の要否の判断の際に考慮することが適切です。 ※1 新世代モバイル通信システム委員会 技術検討作業班 ※2 第 2 章 再割当てにおける基本的な考え方 2 - 1 開設指針制定の要否の検討にあたっての考え方 における当社意見		無
108	UQ コミュニケーションズ (株)	現在有効利用中の周波数帯を再割当てすることは、長期の移行期間と多額の移行費用を要することから、「周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めること」との記載のとおり、新たな周波数※の捻出と利活用が重要と考えます。 ※令和 4 年 11 月 30 日に新世代モバイル通信システム委員会配下の技術検討作業班にて検討開始が宣言された 700MHz 帯について、今後の詳細検討を経て共用可能との判断に至った場合は、現在有効利用中の周波数帯の再割当てよりも競争条件の維持のための有効な手法となるものと考えます。		無
109	楽天モバイル (株)	「携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要」とする報告書 (案) の考え方に賛同いたします。		無
110	個人 21	"プラチナバンドの再割当てにおける移行期間の設定イメージ"で示された、既存免許人に割り当てられた周波数帯の割譲に反対。 既存三社による人的・金銭的負担増を考慮すると、5G 展開との整合性が取れないと感じる。 とくに KDDI の場合、Band18 での DSS に困難を伴うため、エリア整備も遅れる可能性がある。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無

		さしあたり、現在の KDDI との費用負担を抜本的に見直したうえで、楽天モバイルへの既存三社全社によるローミング提供を取り計らうべきと考える。 そのうえで地上波放送や ITS などの周波数帯を既存免許人負担にて移行させたうえ、Band28 の割り当てを検討してはどうか。 また 4 社のシェア均一化に伴い競争が行われなくなることも過去の例から明らかであるため、Band28 の割り当ての条件として、将来的な携帯電話料金のキャッシュ制を設けるべき。	携帯電話用周波数の再割当制度については、令和 4 年改正電波法により制度化されており、競願の申出が行われた場合、本報告書案図表 4 で示された電波法に基づく手続きを進めていくこととなります。 本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策ですが、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた取組を進めることが必要と考えます。 本報告書案を踏まえ、情報通信審議会の新世代モバイル通信システム委員会において、700MHz 帯における 3MHz システム（Band28）の割当可能性について技術検討が開始されています。 ローミングや携帯電話料金に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	
111	個人 23	一度コメントしましたが、最近ニュースでバンド 7 1 が開けられるとのことで、これを検討した方が各社のメリット(費用負担がなくなる)になり、移行も早く進められるのではないのでしょうか。 検討済みであれば申し訳ございませんが、検討ください。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無
112	個人 26-1	テレビの使っている帯域についてを整理することでいわゆるプラチナバンドを増やすことができるという話もあり割り当て済み帯域での設備投資を含めやることをすべてやったあとに本制度を利用されるものとし既存事業者ユーザの保護をもう少し考えた設計とすることも望みたいと思います	本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策ですが、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた取組を進めることが必要と考えます。	無
113	個人 29-1	次の点から総務省の判断は妥当ではなく、方針の変更が必要である。 ・携帯オペレータ 3 社が使用している帯域よりも、利用率が低く、移行費用も低く、早期移行が可能と見られる MCA/地デジの周波数帯域の割当を楽天に実施するほうが現実的である。 地デジのチャンネルにはかなり余裕があり、放送エリア外への期待しない電波射出による干渉回避のために必要な空きチャンネルを考慮したとしても十分な再割当ての余地がある。実際に US では 600MHz 帯域を再編して携帯電話向け帯域に割り当てているという実績もある。 上記は総務省が上げた理由からも根拠付けが可能となる。 合理的理由付けが難しい総務省が上げた 2.※の理由よりも、合理的である 1.※と 3.※の基準からみて、・携帯オペレータ 3 社が使用している帯域よりも劣位にある MCA/地デジの周波数帯域の割当を検討すべきである。	本報告書案を踏まえ、情報通信審議会の新世代モバイル通信システム委員会において、700MHz 帯における 3MHz システム（Band28）の割当可能性について技術的検討が開始されています。	無

		1.※ 電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないとき 3.※ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と認めるとき ※：原文は丸付き数字。パブリックコメントの機種依存文字制限のため		
114	個人 31	・プラチナバンドとは、具体的に何 MHz から何 MHz のことを指すのかを定義すべき。 ・プラチナバンドに該当する Sub1GHz のメジャーな 3GPP の Band は Band5,8,28,71 であると考えられるので、再編については該当の周波数帯全体の現状の割当状況を可視化し、再編後どうするかを可視化して図示して示すべきである。 ・Wikipedia の「グローバルバンド」の記事によれば、プラチナバンドのうちグローバルバンドに該当するのは Band5(Uplink:824-849MHz,Downlink:869-894MHz)、Band8(Uplink:880-915MHz,Downlink:925-960MHz)、Band28(Uplink:703-748MHz,Downlink:758-803MHz)である。実際、欧州では 866MHz 帯(868-870MHz)はアンライセンズバンドとして LPWA に割当られており、Band26 はグローバルバンドではありません。「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」の考え方からすると、最も広いエリアを塗りつぶすためのプラチナバンドというのは、どんな格安・海外端末にも載っていることが理想的であり、Band26 ではなく、Band8(Uplink:880-915 MHz,Downlink:925-960MHz)、Band28(Uplink:703-748MHz,Downlink:758-803MHz)の中のいずれかを割り当てないと、新規割当をうける事業者が不利なまになると懸念します。 ・Band28 帯域については、Band 規定周波数内に携帯電話に利用していない周波数帯が存在している。ITS や特定ラジオマイク・地デジとの調整が必要であるが、ITS 帯の 5.9GHz 帯への移行と、通信事業者による移行費用負担などにより 10MHz 幅の捻出を検討すべき。 ・地域的に利用を分ける等の工夫により、地デジ周波数から 600MHz 帯の Band71 を捻出可能な地域に関しては、プラチナバンド用途および 5G ブロードキャストによるテレビ放送に使いたい事業者に割り当てすることも検討いただきたい。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 プラチナバンドは、本報告書案 P9 のとおり、携帯電話用周波数における 700MHz 帯/800MHz 帯/900MHz 帯を指しています。 本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策ですが、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた取組を進めることが必要と考えます。 本報告書案を踏まえ、情報通信審議会の新世代モバイル通信システム委員会において、700MHz 帯における 3MHz システム（Band28）の割当可能性について技術的検討が開始されています。	無
115	個人 33	楽天モバイルに関して言えば、過去にソフトバンクがプラチナバンドを求めた時ほど既存エリアの基地局数も十分とは言い難い。 プラチナバンドがないからエリアが狭いのではなく、当時のソフトバンクのような基地局増設の努力をしていないから狭いので、たとえプラチナバンドを得たとしても有効な活用が行われるとは思えない。 また、既存事業者が機器交換の費用を負担とのことだが、その影響は帯域が減って快適性が失われる既存キャリアのユーザが負担することになるため、総務省が推進する移動通信市場における競争促進の意図に反するように思う。 >新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しが	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策ですが、周波数再編アクションプラ	無

		たい品質劣化が強いられることのないようにすること。 を重視し、5G への周波数転用で帯域のひっ迫する既存キャリアから取り上げるのではなく、まずは MCA 跡地などの空いているプラチナバンドを使ってもらい、有効に活用されるのかを見極めてから、既存事業者のバンドの割譲を検討したほうが現実的に思う。 再割り当てにかかる費用や、国民の利便性を考慮すれば割り当てでありきではなく、ほかの帯域の入れ替えなども含め、将来的に二度手間にならないように再検討したほうが現実的ではないだろうか？	ンに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた取組を進めることが必要と考えます。 本報告書案を踏まえ、情報通信審議会の新世代モバイル通信システム委員会において、700MHz 帯における 3MHz システム（Band28）の割当可能性について技術的検討が開始されています。	
116	個人 35	はっきり言ってやる必要はない。 これをするよりは楽天モバイルが発売しているスマートフォンは原則 SIM フリー端末であり NTTDocomo、KDDI(au)、SoftBank の各周波数に対応可能な端末比率が多い。 一部の周波数ロックをする日本メーカを除き NTTDocomo、KDDI(au)のプラチナバンドを使用可能である為、基地局の改造を行うより、現在 KDDI(au)のみのプラチナバンドローミングを NTTDocomo、SoftBank も解放し基地居の改造費用をローミング通信料金の軽減策とするのが合理的である。 新たなプラチナバンドは NHK の違法な受信料徴収と県域免許という利権の為、需要がある番組を全国区ではなく特定地域でしか放送しないという間違った行為を続ける民放によって放送産業が破綻し地上波放送事業者の半数が経営破綻した際に、地上放送の周波数を 500MHz 以下に制限し十分に広いガードバンドを挟んで 600MHz 以上をプラチナバンド化する事で捻出可能である。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 携帯電話用周波数の再割当制度については、令和 4 年改正電波法により制度化されており、競願の申出が行われた場合、本報告書案図表 4 で示された電波法に基づく手続きを進めていくこととなります。 なお、本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策ですが、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた取組を進めることが必要と考えます。 本報告書案を踏まえ、情報通信審議会の新世代モバイル通信システム委員会において、700MHz 帯における 3MHz システム（Band28）の割当可能性について技術的検討が開始されています。 ローミングに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無
117	個人 40-2	楽天モバイルの提案した、ドコモ/KDDI/ソフトバンクの周波数帯を削減し楽天モバイルに与える再割り当て案に反対である。 楽天モバイルと他 3 キャリアの契約数を比較すると、圧倒的に他 3 キャリアの利用者が多い。国民のほとんどがドコモ/KDDI/ソフトバンクを利用している状況であり、周波数帯を削減することに伴うサービスレベル低下は国民の不利に直結する。 楽天モバイルの契約者数から考えて、楽天モバイルに 15MHz 幅を追加で割り	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 携帯電話用周波数の再割当制度について	無

		当てるほどトラヒックがひっ迫しているとは考えられない。周波数帯の有効利用に反する。 Band28 の 3MHz 幅・狭帯域 LTE 割り当て、または 760MHz 帯 ITS や特定ラジオマイク/TV 帯域の携帯電話への転用を検討すべき。	は、令和 4 年改正電波法により制度化されており、競願の申出が行われた場合、本報告書案図表 4 で示された電波法に基づく手続きを進めていくこととなります。	
118	個人 41	いわゆるプラチナバンド帯周波数の再割り当てについて、現状の 800MHz や 900MHz 帯での検討対象では現行事業者から 10MHz 帯ずつを取り上げ、競願事業者に割り当てるとされているが、この案では電波帯域をすでに有効利用されている現行事業者のユーザにとって不利益なこととなり、競願事業者のために多大な間接的負担を被ることとなるので、この案には納得できず反対です。一方で検討対象とされていない、700MHz 帯や 600MHz 帯は未使用の帯域がまだあり、現行事業者のユーザにも利用帯域が重複せず負担をかけないことからこの帯域の競願事業者への割り当てを検討すべきと考えます。	なお、本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策ですが、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた取組を進めることが必要であると考えます。 本報告書案を踏まえ、情報通信審議会の新世代モバイル通信システム委員会技術検討作業班において、本年 11 月 30 日に 700MHz 帯における 3MHz システム（Band28）の利用可能性に係る技術的検討が開始されています。	無
119	個人 43-2	問題は、既存免許人が「ほかの周波数帯の割り当てを検討してほしい」と言っているにもかかわらず、報告書案はこの既存免許人の意見をガン無視していることである。ITS 対応交差点は、2022 年 6 月現在において、広い九州にたった 1 か所、北海道に至ってはゼロであり、自動車業界が携帯電話業界に比して電波を無駄遣いしていることは明らか。こんなシステムに 700MHz 帯のど真ん中を占有させること自体が間違いである。Band28 帯として使える 703MHz～718MHz 及び 758MHz～773MHz においては、上下 3MHz と言わず、携帯電話以外に割り当てている周波数帯についても、再割り当てを含めて聖域なく検討すべき。自動車業界は路側機を何ら普及させなくても 700MHz 帯をのほほんと割り当てられて、携帯電話業界は基地局建設が遅れたら総務省から何度も行政指導が入るというのは、電波法 1 条にいう「公平」な状態ではない。		無
120	個人 52	周波数再割当てによる楽天モバイルへのプラチナバンド割当てに反対します。客観的にみて大手 3 社がプラチナバンドを有効活用していることは明白であり、その周波数を削るというのはどう足掻いても利用者に不利益を与えます。何も再割当てに固執する必要はありません。例えばプラチナバンドを有していない MNO に限定したローミング費用の軽減策を議論する、他のシステムを再編して新たにプラチナバンドの枠を確保するとかもっと色々方法はあると思います。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当て審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 携帯電話用周波数の再割当て制度については、令和 4 年改正電波法により制度化されており、競願の申出が行われた場合、本報告書案図表 4 で示された電波法に基づく手続きを進めていくこととなります。 なお、本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電波の有効利用を促進する観点から有効な方策ですが、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた	無

			取組を進めることが必要と考えます。 本報告書案を踏まえ、情報通信審議会の 新世代モバイル通信システム委員会にお いて、700MHz 帯における 3MHz システム (Band28) の割当可能性について技術的 検討が開始されています。 ローミングに関するご意見については、 本意見募集の対象外です。	
121	個人 55	再割当てが有効な方策というのは否定しないが、それは携帯電話用周波数とい う枠に囚われた発想であり、そのこと自体が周波数の有効活用から遠ざかって いるのではないか。携帯電話用周波数に限らず他のシステムも含めた広い視野 で再割当てを行うことが周波数の有効活用につながるのではないか。	本報告書案 P31 のとおり、再割当ては電 波の有効利用を促進する観点から有効な 方策ですが、周波数再編アクションプラ ンに掲げられた周波数に限らず、携帯電 話用周波数の更なる確保に向けた取組を 進めることが必要と考えます。	無
その他 ご意見				
122	個人 2	総務省のメールアドレスが大文字(頭 2 文字)なのはなぜか？ (別紙 3) 意見公募要領の 1 と 3 ページ (別紙 1) 意見公募対象 (別紙 2) 参考資料 (別紙 3) 意見公募要領 (別紙 4) 意見提出フォーマット 「別紙」だけで肝心の「本書」はどこにあるのか？ 「(別紙 2) 参考資料」1 ページ「事務局」は何の事務局か書くべきである。 「(別紙 1) 意見公募対象」3 ページ「競願」は「申出」という意味であるから 「競願の申出が行われ」は間違いである。 4 ページ「本文」ではなく「補足」部分だと示す為に、薄い黒字が使われてい るが、見にくいのである。 本文(黒字) 補足(薄い黒字) これなら薄くする意味はあるが、 本文(黒字) ----- 補足(薄い黒字) これは本文と補足の間に線が引かれ「ここからは補足」を表しているのに、薄 い黒字にしてさらに「ここは補足部分」だとアピールする意味はないのである。	いただいたご意見のうち、「(別紙 2) 参考 資料」中 1 ページ目の「事務局」につい ては、本タスクフォース事務局を指しま す。 その他のいただいたご意見については、 意見公募の方法に関するものであり、本 意見募集の対象外です。	無
123	個人 4-4	・楽天モバイルのプラチナバンド取得について 直近、他社がプラチナバンドを取得した事例は、ソフトバンクになります。	いただいたご意見については、本意見募 集の対象外です。	無

		当時と通信環境がとりまく必要性には変化がありますが、携帯での通話やネット等での必要性は十分にありました。 総務省はソフトバンクに当時「まずは言い訳なしで（いま持っている周波数帯を）使っただけ使ったらおかわりしに來い」。 との形でしたので、ソフトバンクが根性論で 15 万局まで増やし、最終的に 18 万局まで増やした上での割り当てでした。 当時の総務省は「足りないから欲しい」という状態でなければ、耳を貸さなかった状態。 余りにも楽天モバイルとの違いがあり過ぎ、とても公平な判断とは言えない。 楽天モバイルは現状、まだまだ基地局が足りてない状況かつ、エリアマップもかなり盛っていますので、もっと既存周波数を使ってからプラチナバンドを割り当ててべき。 なお当時、当方もソフトバンクを利用しておりましたが、au やドコモとの違いを感じない位、日常使いでは不自由がありませんでした。 プラチナバンド自体、ソフトバンクの CM を見るまで知りませんでした。 ・総務省への疑念 去年、2016 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 16 日の期間中で 29 件、NTT から総務省職員への接待が明るみになりました。 今回の決定は、余りにも楽天モバイルの不当な言い分を丸呑みする内容である為、裏でそれ相応の接待が行われたのではないかと疑念を持たざるを得ません。 又は楽天（個人名 略）と（個人名・役職 略）の親密さも今年は暴露されており、（個人名・役職 略）から女性をあてがっていた。とも言われています。 （個人名・役職 略）からの圧力があったのではないのでしょうか？ 又は鳴り物入りで参入した楽天モバイルが、政府の圧力でドコモが ahamo をリリースし、povo や linemo が出てきた為、影が薄くなったことへの謝罪等の意味合いがあったのでしょうか？ 影が薄くなってしまったのは、楽天モバイルが余りにも対応が悪く、エリアマップ詐欺を行っていたりなど、多数の問題が出てきていた点が主であり、政府の責任ではありません。 昨今の政治、行政の決定事項は余りにも一般民の想像を遥かに下回るレベルでの愚策が多々あり、本件もその 1 つになってしまっておりま。 同様に回線契約時の端末値引きは 22000 円までとする件も、抜け穴だらけの愚策でした。 もう少しまともな対応をお願いしたいです。		
124	個人 5	公共の電波を使い三社の寡占化状態が長く続き、自社株買い、高配当等一部の人の利益貢献ばかりで、消費者全体の国民に対してあまり貢献して来なかった事が、今回新規事業者が参入し価格が下がった事で証明されたと思います。今回の報告書（案）は素晴らしい判断だと思います。まだまだ公正とは言えませんが、競争を促す事で国民に対して利益貢献でき、国力も付き世界と渡り合	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考	無

		えるような企業が育つ事にも繋がります。又、移行の際は同業なので嫌がらせをする可能性が有り、速やかに移行出来るように、監視、罰則等強化が必要だと思います。そして当然楽天が希望するエリアから移行して行く事が望ましいと思います。今回楽天が参入した事で三社も色々改善されて、5G の設備やコンテンツ等も楽天が参入しなければのんびりと進めていたと思います。今回の報告書（案）に大賛成です。	え方を示したものです。 再割当制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。	
125	個人 16	携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（案）には、既存事業者に負担を強いることになっているが、後発の事業者が参入しにくいからではなく、社会インフラとして重要だから、必要だというなら、納得はするが、今回の報告書はそうっていない。 この議論は、ソフトバンクも当時、イーモバイルを吸収して 850MHz 帯を手に入れた形だったと記憶しているが、当時もプラチナバンドの差は歴然だったと記憶するが、ソフトバンクと楽天の差はなぜだか、明確にされないままになっている。 また、楽天の加入者数が 500 万人加入弱、ドコモ、KDDI、ソフトバンクの 3 社の加入者数からしてもとても、不足している状況に見えない。 また、楽天が今後も、通信事業者としての維持できるような、状況に見えないが、本当にインフラを任せて大丈夫か？ ダメなら早いうちに免許をはく奪して、解散したほうが、影響が小さい。 明らかに事業計画の甘さが目立つ。(500 万加入程度であれば、まだ引き返せる) どの周波数でも同じだが、本来は下記の流れを組むのが正しい。 (他の周波数移動の際も影響を与えるので、このような考え方で整理されている) 1. 計画書の提出（これは、既存の電波の利用状況も加味されたもの） 2. 計画書の公表 3. 計画書通りにした場合の既存事業者の設備費、人件費の算出をさせる。 4. 双方の意見を取りまとめ 5. 総務省が勧告する	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無
126	個人 20	ドコモやソフトバンク、KDDI が電波の移行に非協力的な場合、積極的に電波の免許停止をし、通信行政の秩序の維持に伝えてもらいたい。 より早期のプラチナバンドの再配分を要求します。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 プラチナバンドの再割当ては、本報告書案図表 4 に示すとおり、「競願の申出」が行われてから具体的な検討手続きに入ることになります。	無

127	個人 22-2	概ね妥当だと思いますが、この報告書では不明な再割り当ての開始時期を早めるよう、早く進めるべきです。 そもそも今回楽天モバイルが主張している帯域は 3G に利用していたものであり、既存 3 社の「メインの 4G に影響がある」は非常に無理がある主張だけでなく、そもそも総務省が 3G 用の帯域を 4G や 5G への転用を認めていること自体がおかしいと思います。 そもそも割り当て時の主旨、役目が終わったのだから既存 3 社は一旦返納させるべきです。 それを既存 3 社だけ例えば 3G で使っていたプラチナバンドを 5G への転用を許し、5G の見せかけのエリア展開に利用できてしまうと、5G のエリア展開でもプラチナバンドを割り当てられていない楽天モバイルだけが非常に不利な状況であり、不公平極まりないです。 この不公平な状況を打破すべく、総務省は早急にプラチナバンドを再編すべきです。 5 年という移行期間は妥当ですが、この報告書では開始時期が良くわからないので、既存 3 社の遅延行為をこれ以上許さず開始時期を出来るだけ早めるべきです。	本報告書案は、特定の者への再割り当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 プラチナバンドの再割り当ては、本報告書案図表 4 に示すとおり、「競願の申出」が行われてから具体的な検討手続きに入ることになります。 「5G への転用」に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無
128	個人 25-6	既に新規免許人がプラチナバンドを獲得したとして報道やニュースリリースを出しており 2024 年より利用を開始すると宣言していることから新規免許人へ帯域を分割することは事前に決まっていたのだろうが既存免許人の利用者に不利益がないよう総務省としても新規免許人への指導や監視等はきちんと行っていたと思います。	本報告書案は、特定の者への再割り当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無
129	個人 26-2	意見の前に 1 つ確認を兼ねた質問にさせていただきたいのですが楽天モバイルの（個人名・役職 略）が本制度は後発が有利であり後出しジャンケンのようなものであると発言しているようだがこのような認識で正しいのかお答え願いたい もしそのような制度であるならば後発というだけでなんの裏付けもない適当な数字を書くだけでも既存事業者が有効利用している帯域であっても持っていてしまうのではないかと まずは財務状況の審査をし既存事業者と同等水準にない場合は本制度自体を利用できないよう制限を設けるなどしないと他社への嫌がらせを目的とした申請、帯域を得るだけで設備投資がされない状態、既存事業者が必要工事をしている間に後発事業者が潰れてしまい無駄な費用が発生してしまう等の問題が起こりうるかと考える また本制度の場合は他社ユーザにも不利益が生じることからこれまでの比較審査以上に計画の実現性を重視し年度ごと進捗をしっかり監視し計画に遅れがある場合には既存事業者が行った工程を巻き戻させる（費用負担も当然させる）などのペナルティについても考慮いただきたい	携帯電話用周波数の再割当制度については、令和 4 年改正電波法により制度化されており、競願の申出が行われた場合、本報告書案図表 4 で示された電波法に基づく手続きを進めていくこととなります。 本報告書案は、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無

130	個人 27	本報告書（案）に賛同します。 別紙 1 の「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース報告書（案）」の 9 ページにおいて、一番下の段落（下から 5 行目）の先頭に「図表 8」という文言が記載されていますが、不要かと思えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 いただいたご意見を踏まえ、本案 9 ページの下から 5 行目の「図表 8」を削除いたします。	有
131	個人 28	ソフトバンクの電波が、入らない。 相手が、自分に電話を掛けたと言っているが、ソフトバンクの携帯は、電話のベルが鳴っていない。着信履歴も 20 回以上ない。 もう、ソフトバンクは、解約したが、800MHz 帯の割当てが、ソフトバンクにないからではないか？ 電波は、公共のものだから、携帯電話を使って通話が出来ないのは、800MHz 電波を割当てしないからだ。 通話の品質ではなく、着信すら知らせてくれない電話は、電話といえるでしょうか？ 携帯電話会社を増やしすぎた国の責任は、大きい。 ネットは、しないので、電話で、通話が出来るようにして貰いたい。	いただいたご意見については、本件意見募集の対象外です。	無
132	個人 29-2	次の点から総務省の判断は妥当ではなく、方針の変更が必要である。 ・周波数割当行政上の問題 3G→4G→5G と時代を経るにつれてより広帯域通信が主流となってきた。また、細分化された周波数割当よりもまとめた周波数割当の方が電波利用効率も良いことがシミュレーション結果などから示されている。その上、複数オペレータで細分化された周波数に対して複数の設備を設けるよりは、まとめた周波数割当で少ない周波数に対する設備を設けた方が投資効率も良い。つまり、細分化された周波数割当を実施することは日本における投資効率を落とし、楽天の主張とは真逆で国際競争力を弱める結果となる。楽天が仮想化によって効率が良くなったと主張したとしても、電波を送信する RF 部分については周波数ごとに別の機器が必要になり、細分化された周波数によるコスト増は覆せない事実である。 ・極端な後発者優位の判断である。 携帯オペレータ 3 社は日本のレギュレーションに沿った形で 3GPP 等の標準化団体にバンドの規定及び、CA の規定などの標準化手続きに貢献しており、その結果として日本向けのバンドの規定が標準化上でなされている。かつ、その結果で日本向けバンドに対応した UE、RRH、リピーター製品が作られ、市場形成がされている。 当然、携帯オペレータ 3 社はそれらの製品が開発される際の周波数対応の費用負担をしてきているとみなすべきである。 それに対して、楽天は標準化手続きに全く貢献しておらず、かつ開発済み・普及済みの製品を購入することができ、何ら市場形成に貢献をしていない。こうした新技術や新製品に対する投資をせず、その結果生まれた利益のみを受ける	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 携帯電話用周波数の再割当制度については、令和 4 年改正電波法により制度化されており、競願の申出が行われた場合、本報告書案図表 4 で示された電波法に基づく手続きを進めていくこととなります。	無

		ことを許容してしまうことは今後の開発投資を萎縮させてしまう。言い換えれば携帯オペレータ 3 社はプラチナバンドを持つことが既得権益だと批判されているが、プラチナバンドを有効活用するための基地局展開、関連製品開発、関連仕様定義、関連運用方式整備をした結果の権益となる。 ・競争環境策定の誤り 総務省は不感地帯対策に補助金を出してまで、携帯オペレータ 3 社に対して地方のプラチナバンド局立ち上げを後押ししてきた。これは総務省が地方の不感地帯は競争領域でないと宣言してきたに等しい。この方針で言えば、楽天の意見を受け入れる余地はない。 また、現在は 5G 投資時期であり、日本の産業発展のインフラとして 5G の通信エリア拡大及び、スライスによる産業向け通信のサポートを 5G を競争領域として定義すべきところである。反対に LTE 帯域の再割り当ては全く日本の産業発展のインフラに寄与しないため、LTE という過去技術に対する投資を強制することで 5G への投資を抑制させてしまい、日本の国際競争力の劣化につながる。 さらに楽天がプラチナバンドを展開することで廉価な人口カバー率が高いサービスを得られたとしても、MVMO によって廉価なサービスが提供されている現状、一般消費者になにか大きな利益を与えることもない。		
133	個人 32	私はこの総務省案に全面的に賛成します。これまでの既存免許人の免許期間後の慣例を踏襲したことは当たり前のことだし、既存免許人と新免許人が存在する引継ぎの場において新免許人に吹っ掛けれる事例を作るところだっただけに防げたのは僥倖。 ただ、その他留意事項の中で「携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要」と問題提起をするのであれば、PS-LTE 用帯域確保も合わせて考えるべきだ。例えば日本では整理に時間はかかるが使えるような帯域といえば北米で n71 として運用事例がある 600MHz 帯、周波数再編アクションプラン（令和 4 年版）の公表の中で別紙 3 の 175 番のソフトバンクの意見として出されていた 400MHz 帯(バンド 31?)があるようだが、楽天の事案もあってローバンドの携帯向け新帯域確保を真剣に考えるべきときに来ているような気がします。総務省殿にはぜひ需要が高い無線システムのためにも統合可能な既存無線システムをどんどん統合して行って、時代の需要と要求に合わせた改革をぜひ進めて行ってほしいです。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 再割当制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。 PS-LTE に関するご意見については本意見募集の対象外です。	無
134	個人 34-5	【要旨】 5. 移行後の割当てに関し、与干渉影響を過少評価する事業者に対しては与干渉の程度の少ない通信方式のみを指定すべき。 【本文】 5. その他 目次および本文 (P23) にある「(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実	いただいたご意見を踏まえ、本報告書案を次のとおり修正します。 【修正内容】(目次、P16、P23) 「(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置」を「(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施する	有

		施するため措置」という記載について、「実施するための措置」の方が適切と思われる。 フィルタの追加無しで干渉を最小限に抑えるための対応として、後発事業者の通信方式は、端末の出力が常に最小限に留められる W-CDMA 方式のみとすることを提案したい。	ための措置」へ変更 通信方式に関する意見は、本件意見募集の対象外です。	
135	個人 37	本件に同意します。 プラチナバンドの楽天モバイルへの割り当てを確実にこなってほしい。 また、ドコモなどが非協力的な場合、電波停止など強制力を持って、行政運営をしていただきたい。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 再割当制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。	無
136	個人 38	本件を確実に履行するために既存携帯会社がプラチナバンドの再割り当てに協力しなかった場合の電波停止の処置をとる条件などを明確に示してほしい。その際にくれぐれも抜け穴を作らないようにしてほしい	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 プラチナバンドの再割当てにおける既存免許人による周波数移行を確実に実施するための措置については、本報告書案「3-3 プラチナバンドにおける移行期間の基本的な考え方 (3) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置」に記載しています。	無
137	個人 39-2	報告書案についての意見は以上となりますが、関連して、タスクフォースの議事要旨及びそれに関する報道に関して意見がありますので併せて申し上げます。 オブザーバーとして参加された楽天モバイルは「料金の低廉化が1番の電波の有効活用である」との意見、また「赤字であるから費用負担はおかしい」という旨の発言をされていると理解していますが、私としてはこれが「(料金を無謀なレベルで安くしたけど)赤字だから養われるべき」というようにしか聞こえないのです。よってこの視点で再割当てをするだとか、費用負担に配慮してあげる、というのには違和感があります。 この主張を認めてしまうと無謀な料金設定をした者勝ちになり、本来企業努力により行われるべき費用削減、料金施策で誘引すべき顧客・売り上げ増を、行	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。 再割当制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。	無

		政の力で行うことになるため、不当な利益供与にあたらうかと思います。この点は配慮して制度の運用をしていただきたいと思います。		
138	個人 42	今回の案は直近で想定される競願を念頭においていると思いますが、今後新たに携帯電話事業に参入を希望する事業者より競願の申出があった場合は同様の基準で対応されるのでしょうか。また今後、既存事業者が他の既存事業者に対して、あるいは既存事業者が新興事業者に対して、利用中の周波数についての競願の申出があった場合も同様の基準で対応されるのでしょうか。 いずれにしても一億以上の回線、ほぼ全ての国民に影響が生じるが、費用負担の多くは不便を被る側の国民に間接的に負担してもらうお考えなら、競願に関する説明は事業者まかせにせず行政が前面に出て全ての国民に伝わるように説明すべきだと思います。	本報告書案は、プラチナバンドをモデルケースとしていますが、どの周波数帯にも適用可能な基本的な考え方をまとめたものです。	無
139	個人 44-5	タスクフォースの議論の過程において、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社は協力的に調査、検証の上、データを提示していた。一方で、今回のタスクフォースのモデルケースにおいて競願の申出を行う者の例となった事業者は、実際の競願の手の内を明かせないという理由で、タスクフォースの議論の基となるデータや情報を出すことに非協力的な姿勢を取っていた。今後同様のことが起こらないよう、実際の競願の審査を行う際には、タスクフォースに協力したがゆえに、いわゆる「後出しじゃんけん」で不利になるような審査が行われないよう配慮を行う必要があると考える。	再割当制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。	無
140	個人 45-2	信じていただけないかもしれませんが、既存テレビメディアは個人のスマホ検索結果や動画閲覧データを集積し、個人特定（職業・職種・居住地域）した上で、その検索データや個人のアイデアに基づく入力情報を使って、番組作りやニュースコンテンツを作成していると思われます。 その即応性に電波盗聴を疑うほどです。国家秘匿情報を持つ人が対象になった場合を考えるとぞっとします。 テレビ局のひとつの使命に、国民が関心の高いコンテンツの提供があるとはいえ、許可もしていないネット閲覧履歴の利用/接收とも思える横暴な“取材”方法に一国民として犯罪性と恐怖感を覚えます。 受信料もアイデアも国民から接收するタダ乗りを継続するつもりなののでしょうか。直近の電通検挙ニュースも背景に、メディアの国家思想感が変わってしまったと思うほどです。既存免許者からの早い移行を望みます。	いただいたご意見については、本件意見募集の対象外です。	無
141	個人 46-2	いくつかの報道において、この度のタスクフォースの進め方や報告書（案）に対する疑念を呈するものを見掛けました。確かに楽天モバイル殿は恫喝的な主張を何回かされていましたが、それが既存免許人に向けてだったのか？有識者もしくは事務局に対してだったのか？は分かりませんが、非常に恐ろしい空間だったように見受けられます。誠心誠意向き合うべきタスクフォースの場において、こうした言動が起きた場合には、即座に事務局から注意指導ならびに退出命令など然るべく措置を行って下さいますようご留意お願い申し上げます。	いただいたご意見については、本件意見募集の対象外です。	無

		3 社が利用中の周波数をタダで奪おうとする楽天モバイルが浴びた苦言 2022.09.25 石川 温『石川温の「スマホ業界新聞」』 (URL 略) <抜粋> (記事の内容 略) 楽天モバイルへのプラチナバンド割り当て、特定企業に肩入れし過ぎる判断に仰天 2022.11.24 榊原 康 日経クロステック／日経コンピュータ (URL 略) <抜粋> (記事の内容 略)		
142	個人 47	周波数の再割当制度の趣旨に概ね賛同致します。 競願について、各通信事業者同士による競願の乱用は通信事業者の運用計画に支障が出かねないことから、競願の乱用を防ぐ策を現段階から設ける事を提案致します。 楽天モバイルの 800MHz 帯、900MHz 帯の再割当て要望は周波数の細分化を招き 4G や 5G の通信規格上での能率的な運用を行う事が難しくなることから望ましい方策であるとは思えません。移行に掛かる費用についても細分化を招きながら各通信事業者 1000 億円規模での移行費用負担をする事に事業者とその契約者たる国民にメリットとなるものは存在せず、割当てを望む楽天モバイルのみが"プラチナバンドの利益"を享受する形となる事は電波の公平かつ能率的な利用とかけ離れデジタル田園都市国家構想の実現へのブレーキとなるものではないかと思われます。	再割当制度については、電波法及び関係法令並びにタスクフォース報告書に基づき、総務省において運用されるものと考えます。	無
143	個人 49-5	タスクフォースの進め方について 当初予定では、令和 3 年夏に開始予定であったタスクフォースが、楽天が人口カバー率 96%に到達した令和 4 年 2 月開始に遅れた。 ①スケジュールの後ろ倒しについての広報が無く、その後も非公開であったため、内部に関わらない一国民からは、令和 4 年 5 月頃までタスクフォースの進行状況が分からなかった。 ②タスクフォース自体が、既に割り当てられた周波数を十分に有効利用が確認できるのを待たなければならない理由があれば教えて頂ければと思う。有効利用されているのは毎年確認されているし、再割り当ての競願時に、割り当て済みの周波数が十分に有効利用されているかどうかで 96%を基準にすれば良く、話し合い開始時期を 96%基準にすると、そこから実際に利用開始になるまで 2 年と、再割り当てまでとても長い期間になるのではないかと思います。 ③ここまで再割り当ての議論に時間を要し、かつ今後 10～20 年使用することを考慮し、15MHz 幅 x2 以上の、将来の見込みを考慮して平等な機会を与えるべきではないかと思う。過去の 2 社はプラチナバンドの割り当て時に、対立を際立たせて稼ぐマスコミから強欲的な会社としての取り上げ方をされてきている。何度も細かく割り当てすることにより起こりうる影響も考慮するべきでは	いただいたご意見については、本意見募集の対象外です。	無

		ないか。 ローミング開始当初か今からでも、競合事業者間のローミング費用にも、MVNO接続料のような議論を毎年行って、上限キャップまたは適切な水準のガイドラインを設けておくのが良いのではないか。国内で競合事業者間のローミングサービスを受けている1社が、上下関係により相当不利な条件に晒されていて、提供社が莫大な利益をあげている現状について、利益率20%を問題視している国として可能であればガイドラインを出さない理由や考え方を示して頂きたく思います。 国あるいは総務省として本気で4社体制を構築して競争環境を実現したいのであれば、平等条件の方に方策が偏るのではなく、公共の福祉の増進に寄与する方策をインフラを新規に構築する新規事業者へ提供する意志を示してほしい。総務省の途轍もない多大なる努力により、縛りのあった非競争環境は禁止されて、国民は多くの便益をここ1~2年ほど受けられています。勇気のある思い切った競争環境の実現の対応に敬意を表し、深く感謝申し上げます。		
144	個人 53	楽天モバイルが様々な場面で既にプラチナバンドの割当てが決まっているかのように宣伝しておりますが、総務省様と楽天モバイル様の間でそのような確約があるのでしょうか？本当に公平公正な議論が行われているのか懸念しております。	本報告書案は、特定の者への再割当てを決定するものではなく、競願の申出を踏まえ、再割当て審査の実施が必要と総務大臣が決定した時の手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担」等に関する考え方を示したものです。	無

- ・ご意見の提出時に記載された項目については、原則として提出された項目に従って分類しています。ただし、項目が明示されていない場合や、他の項目に分類することが適当だと思われるものについては、事務局において分類しています。
- ・いただいたご意見のうち、URL（本タスクフォース資料に係るURLを除く。）、図、個人名・役職（公のものを除く。）及び記事の内容は省略しています。
- ・いただいたご意見については一部要約するとともに、ご意見を分類する上で、分類後の文章において意味が繋がるよう、必要な文章調整を行っています。